

第4期池田市地域福祉計画・
第5次池田市地域福祉活動推進計画
(素案)

令和4年(2022年)10月19日時点

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置付けと期間	2
3. 策定体制と手法	5
4. 地域福祉を取り巻く法制度	6
第2章 市の現状と課題	7
1. データからみる市の現状	7
2. 各種アンケート等からみる地域福祉推進にあたっての課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本目標	17
3. 計画推進にあたっての視点	19
4. 計画の体系	20
第4章 取組の方向性と施策の展開	22
目標1 包括的な支援体制づくり	22
目標2 つながり支え合う地域づくり	44
目標3 地域福祉を支えるひとづくり	63
第5章 計画の推進に向けて	74
1. 計画の推進体制	74
2. 計画の進行管理・評価	74
参考資料	75
1. 計画策定関係法令	75
2. 計画策定の経過と体制	75
3. 前計画の評価まとめ	75
4. 各種アンケート調査、ワーキンググループの意見まとめ	75
5. 地区福祉活動計画	75
6. 用語の解説	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展とともに、人生100年時代の到来や単独世帯の増加、SNS等によるコミュニケーション手段の多様化など、私たちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人が増加しているとともに、ヤングケアラーやひきこもりの増加やこれらに対する支援の不足などの新たな課題が浮き彫りになっています。

さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしており、雇用情勢の悪化による生活困窮、生活不安、感染に対する不安や行動制約等によるストレスを背景とした虐待やドメスティックバイオレンス（以下、「DV」という）、自殺の増加等も懸念されています。

しかしながら、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動や地域福祉を担う支え手の不足等により、家族や地域で、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、SOSがだれにも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

これらの状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けてさまざまな検討が進められています。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、その実現には地域福祉の推進が必要不可欠となります。

池田市（以下、「市」という）においては、行政計画である「池田市地域福祉計画」と、池田市社会福祉協議会（以下、「社協」という）による民間の活動・行動計画である「池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）」をそれぞれ策定し、「すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、いきいきと豊かに安心して生活をおくり、ともに社会参加のできる福祉のまちづくり」を共通の基本理念に地域福祉の推進に取り組んできました。

令和4年度（2022年度）には、現行計画である「第3期池田市地域福祉計画」、「第4次池田市地域福祉活動推進計画」が最終年度を迎えることから、社会情勢の変化や地域福祉に関する市、社協の取組の状況、住民や関係団体・機関等のニーズや課題を踏まえつつ、市と社協のさらなる連携をめざし、両計画を一体的に策定することとし、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間を計画期間とする「第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

なお、本計画では、市や社協、住民、地域活動団体、ボランティア、事業所等、地域にかかわるさまざまな主体の役割を明確化し、より効果的な地域福祉の推進をめざします。

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく計画で、市町村が地域福祉を推進する上での方向性や基本的な考えを示すものです。社会福祉法では以下の内容を盛り込むことが求められています。

- 一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

平成 29 年（2017 年）の社会福祉法の一部改正により、計画の策定が任意から努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

市の「地域福祉計画」は、市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」に基づき策定される「総合計画」の下位計画のひとつであって、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、各福祉分野の計画に対する上位計画の位置付けとなります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

② 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。

認知症や知的障がい、精神障がい等のある人が自分らしく暮らせるよう権利擁護支援のニーズが高まる一方、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。また、平成 29 年（2017 年）3 月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年（2022 年）3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

市町村においては、「国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること」と規定されています。また、社会福祉法の改正により、市民後見人の育成や活動支援、権利擁護のあり方につ

いて、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいとされています。

本市においては、成年後見制度の利用促進を図るため、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定します。

③ 地方再犯防止推進計画

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要です。罪を犯した人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人もいます。

安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠であり、そのためには、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要であることから、平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。また、平成 29 年（2017 年）12 月には同法に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

市町村においては、「国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定されています。

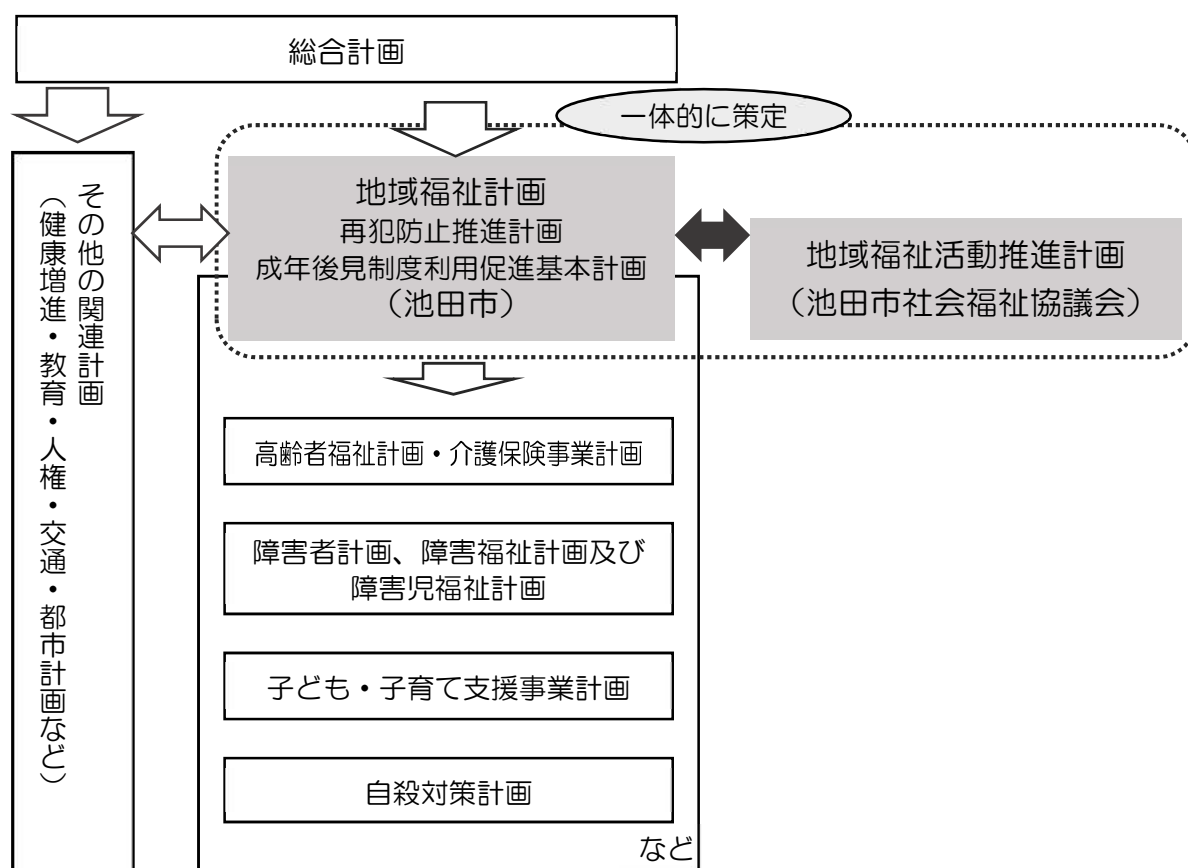
本市においては、再犯防止に関する取組のさらなる推進のため、地域福祉計画と地方再犯防止推進計画を一体的に策定します。

④ 地域福祉活動推進計画

社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられている社会福祉協議会が中心となり、地域福祉計画で示された方向性を踏まえつつ、社会福祉協議会としての使命とあり方についての方向性を示すとともに、地域福祉に関わる取組を具体的にどう推進していくかという行動方針を明らかにするためのものです。

本計画においては、本市の地域福祉における課題や理念、基本的な考え方を共有したうえで、市と社協がそれぞれの役割を認識し、連携して地域福祉の推進に取り組むことができるよう、「地域福祉計画」と「地域福祉活動推進計画」を一体的に策定したものです。

【計画の位置付け】



(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

ただし、国や大阪府等の動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
池田市総合計画										
地域福祉計画										
地域福祉活動推進計画										
高齢者福祉計画・介護保険事業計画										
障害者計画										
障害福祉計画・障害児福祉計画										
子ども・子育て支援事業計画										
自殺対策計画										

3. 策定体制と手法

本計画の策定にあたっては、事務局となる高齢・福祉総務課と社協を中心に、以下の体制・方法で取り組みました。

(1) 庁内検討体制

① 素案検討委員会

本計画で掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課と計画の骨子案や素案の検討及び調整を行い、全庁的な体制のもとで策定作業を進めました。

② 実務担当者会議

地域福祉に関する個別分野について、関係各課と検討・協議を行い、個別分野ごとの検討や実務的な課題を踏まえた調査研究を行いました。

(2) 住民の参画方法

① 住民アンケート調査

地域福祉に関する住民の現状やニーズ、意向を把握するため、18 歳以上の住民を対象とするアンケート調査を実施しました。

② 福祉従事者向けアンケート調査

地域福祉に関する活動者の現状やニーズ、課題等を把握するため、民生委員・児童委員、地区福祉委員を対象とするアンケート調査を実施しました。

③ ワーキンググループ

地域福祉に関する機関・団体の実務担当者や地域活動を現場で担っている人々によるワーキンググループを設置し、包括的な支援体制の整備に向けた検討を行いました。

④ 住民懇談会

地域の生活課題・福祉課題を把握し、課題に対して地域で取り組めることについて話し合う場として、各小学校区において住民参加の懇談会を開催しました。

⑤ 策定委員会

公募による住民、学識経験者や各種団体の代表者等で構成される「池田市地域福祉計画策定委員会・池田市地域福祉活動推進計画策定委員会」を開催し、計画案に関する調査・審議を行いました。

4. 地域福祉を取り巻く法制度

少子高齢化や人口減少、支え合いの基盤の弱体化など、社会の状況が大きく変化する中、国においては地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関連するさまざまな法制度が施行・改正されています。

平成29年（2017年）には「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。この改正により、市町村に地域福祉計画を策定する努力義務が課されたほか、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられました。

その後、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、令和元年（2019年）より「地域共生社会推進検討会」が開催されました。検討会の最終とりまとめでは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことなどが示されました。

この提言をうけ、令和2年（2020年）には改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年（2021年）4月より「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな「重層的支援体制整備事業」がスタートしました。

【重層的支援体制整備事業の概要】

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

令和3年4月1日施行



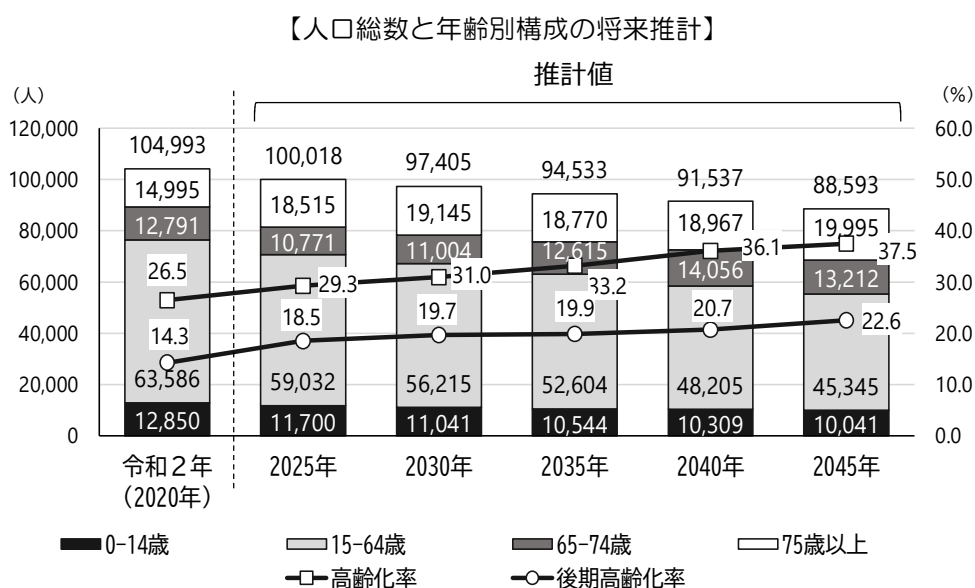
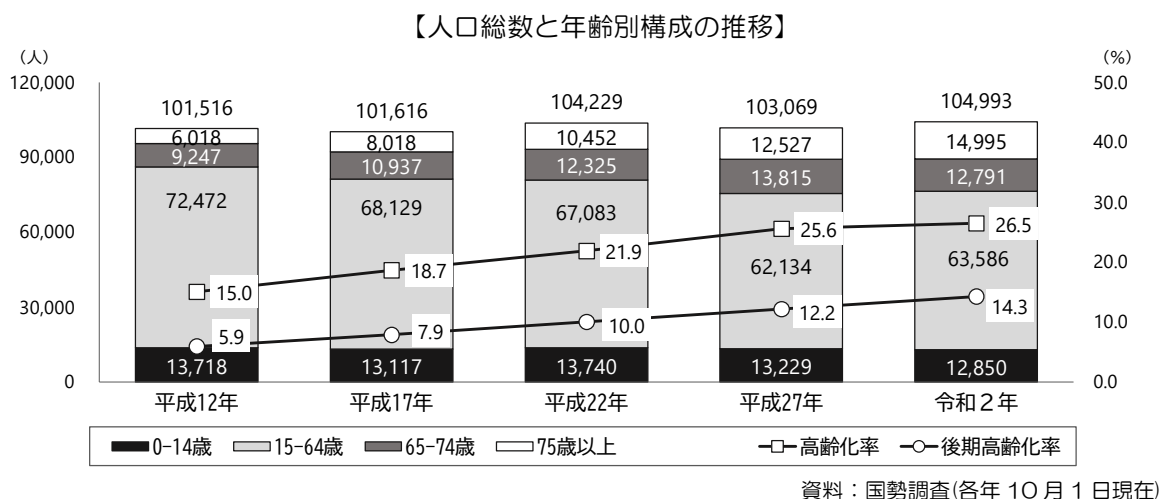
資料：厚生労働省

第2章 市の現状と課題

1. データからみる市の現状

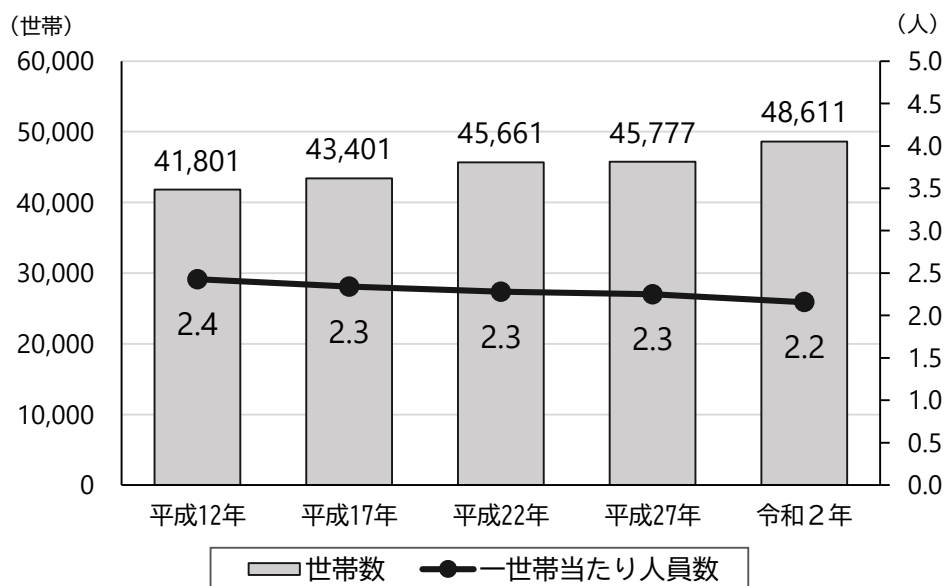
【1】人口・世帯の状況

- 市の人口は増減しながら推移しており、令和2年（2020年）には104,993人となっています。
- 2025年以降は人口が減少する見込みとなっており、2030年には10万人を下回ると予想されています。
- 高齢化率（人口総数のうち65歳以上の占める割合）は上昇傾向にあり、2030年には30%を上回る見込みです。後期高齢化率（人口総数のうち75歳以上の占める割合）も上昇傾向にあり、2040年には20%を上回ると予想されています。



- 世帯数は年々増加傾向にある一方で、一世帯あたり人員数は減少傾向にあります。

【世帯数と一世帯あたり人員数の推移】



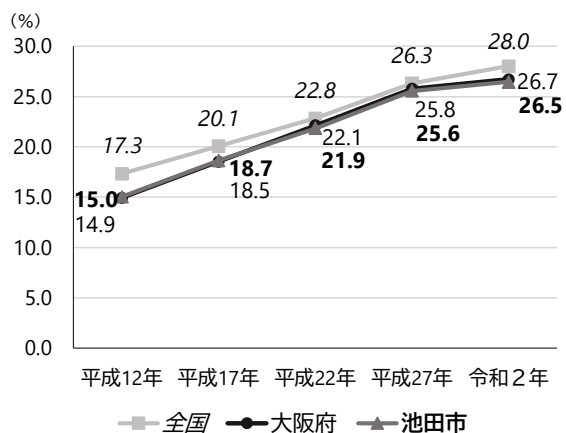
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【2】各福祉分野に関わる状況

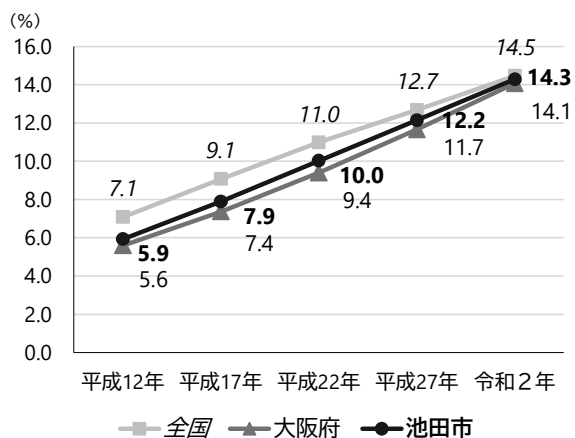
① 高齢者

- 市の高齢化率は全国、大阪府を下回っていますが、後期高齢化率は大阪府を上回りながら上昇しています。

【高齢化率の推移(全国・大阪府・本市)】

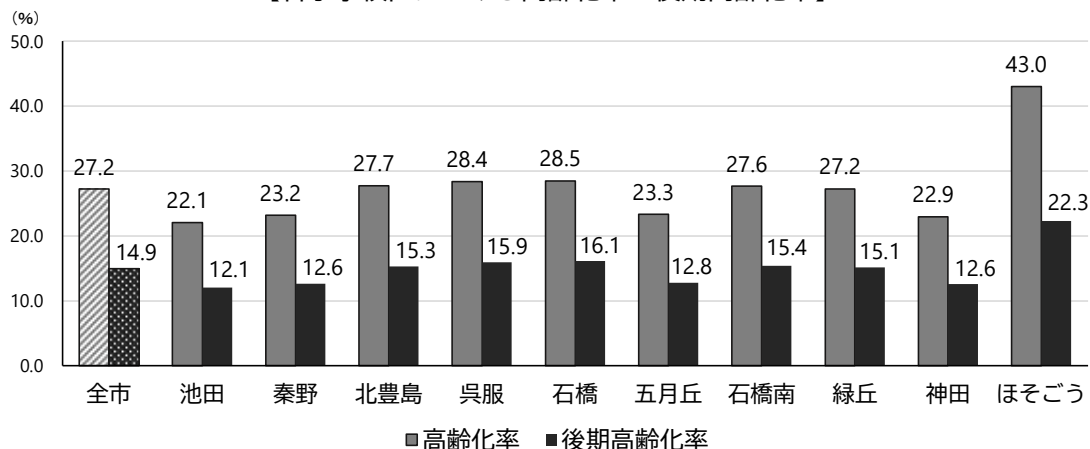


【後期高齢化率の推移(全国・大阪府・本市)】



- 高齢化率、後期高齢化率は小学校区ごとに差がみられます。高齢化率、後期高齢化率の最も高い、ほそごう地区では高齢化率が43.0%、後期高齢化率が22.3%となっています。

【各小学校区における高齢化率・後期高齢化率】



資料：総合窓口課「町丁別年齢別人口」より作成(令和4年3月31日現在)

※住吉1・2丁目は、北豊島小学校区、石橋小学校区の両校区に含まれるため、住吉1・2丁目の人口を半分ずつ振り分けて算出しています。このため、正確な数値とはなっていません。

- 65歳以上世帯員のいる世帯数は増加しており、全世帯(一般世帯)の37.0%を占めています。また、65歳以上世帯員のいる世帯のうち、32.5%が単独世帯となっています。

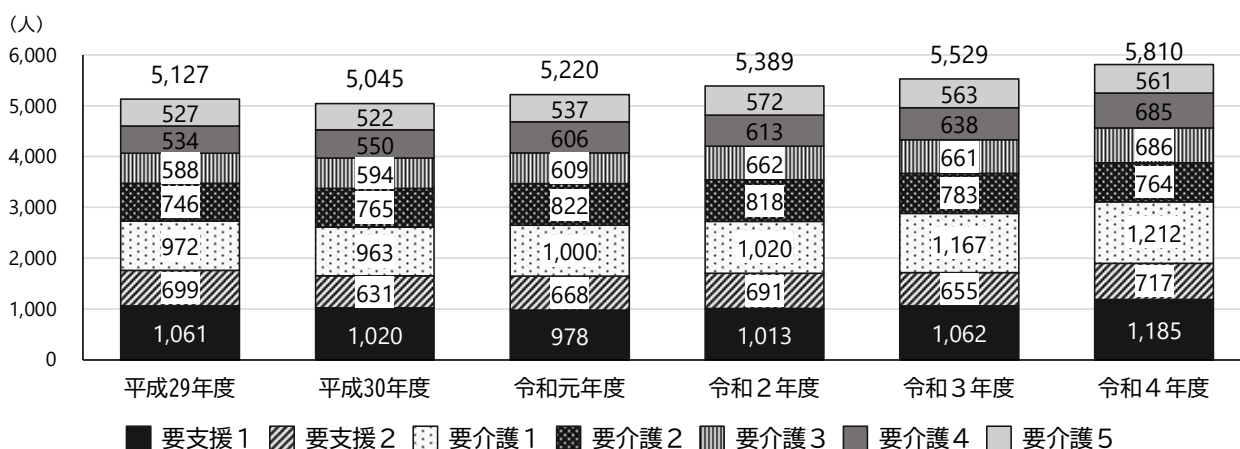
【65歳以上世帯員がいる世帯等の状況】

	世帯総数	65歳以上世帯員がいる世帯				三世帯世帯
		総数	単独世帯	夫婦のみ世帯	その他世帯	
平成22年	45,491	15,270	4,502	5,087	5,681	1,436
平成27年	45,730	17,379	5,328	5,864	6,187	1,189
令和2年	48,542	17,986	5,841	6,072	6,073	931

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

- 要支援・要介護認定者(第1号被保険者)は年々増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)で5,810人となっています。

【要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推移】



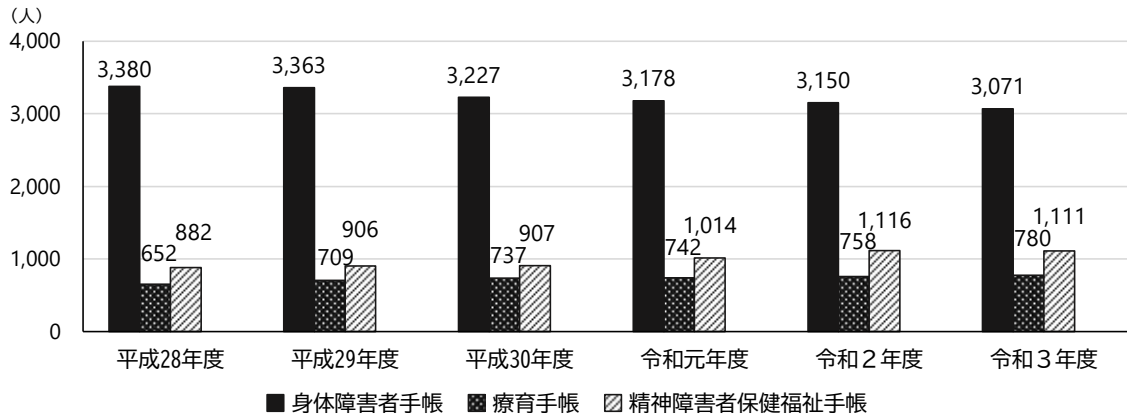
資料：見える化システム

(厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」3月月報))

② 障がいのある人

- 平成 28 年度（2016 年度）から令和 3 年度（2021 年度）にかけて、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

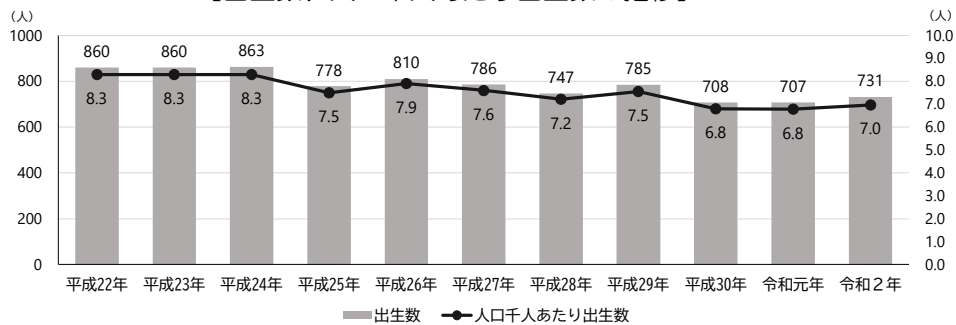


資料：障がい福祉課

③ 子ども・子育て家庭

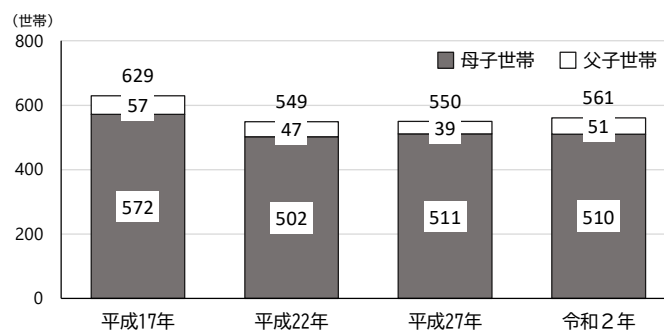
- 出生数をみると、令和元年（2019 年）から令和 2 年（2020 年）にかけてはやや増加しているものの、10 年間でみると減少傾向となっています。
- ひとり親家庭については、平成 22 年（2010 年）以降、横ばいで推移しています。

【出生数、人口千人あたり出生数の推移】



資料：人口動態統計

【母子世帯、父子世帯の推移】



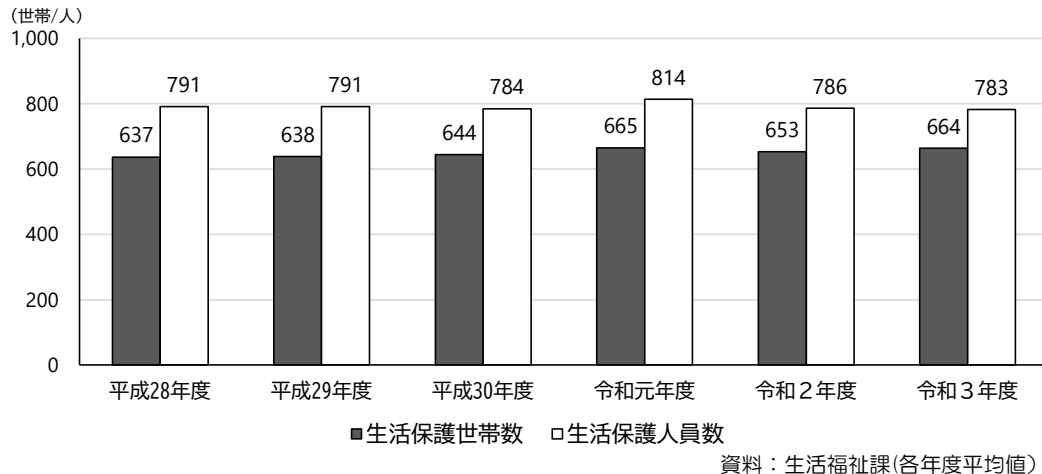
注：「母子世帯、父子世帯」とは未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯で、他の世帯員がいる世帯を含みません。

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

④ 生活保護世帯

- 生活保護世帯数については、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて増加しており、令和元年度（2019 年度）以降は 650～660 世帯で推移しています。
- 生活保護人員数は増減を繰り返しながら推移しています。

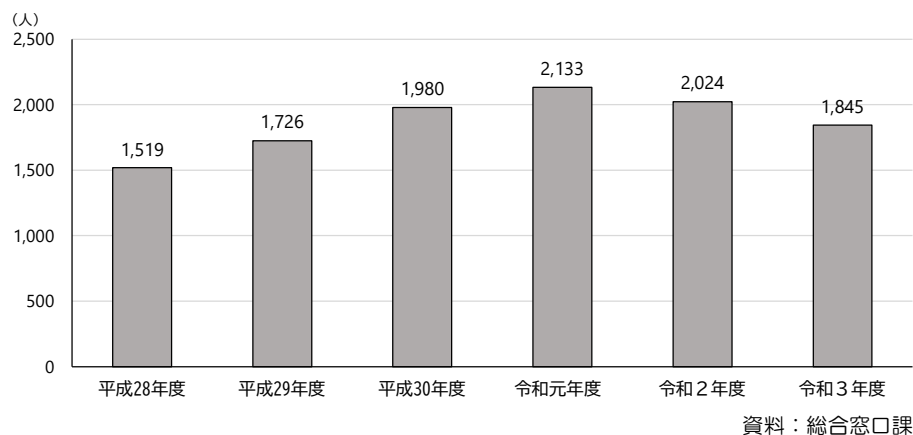
【生活保護世帯数、生活保護人員数の推移】



⑤ 外国人住民

- 外国人住民登録者については、令和元年度（2019 年度）には 2,000 人を超えましたが、それ以降は減少し、令和 3 年度（2021 年度）は 1,845 人となっています。

【外国人住民登録者数の推移】



⑥ 避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿登録者数）

- 避難行動要支援者数は年々増加しており、それに伴い、避難行動要支援者名簿登録者数も増加傾向にあり、令和 3 年度（2021 年度）には 6,633 人となっています。

【避難行動要支援者名簿登録者数、避難行動要支援者数の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度
避難行動要支援者名簿登録者数	5,774	5,938	6,326	6,447	6,779	6,633
避難行動要支援者数	10,414	11,026	11,358	11,781	12,058	12,092

資料：危機管理課（避難行動要支援者名簿登録者数は同意確認分）

【3】地域活動等の担い手の状況

- 自治会・町内会の団体数、加入世帯数、こども会、老人クラブの団体数、会員数は、いずれも平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）にかけて減少しています。
- ボランティアセンター登録団体数は、平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）にかけて増加していますが、登録者数は減少傾向にあります。
- NPO法人数は、平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）にかけて増加しています。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会・町内会 ※1	団体数	116	116	116	115	114	113
	加入世帯数	16,265	16,005	15,715	14,612	14,532	14,206
	加入率	34.7%	33.6%	32.6%	30.1%	29.7%	28.8%
こども会 ※2	単位こども会数	47	45	43	42	36	35
	会員数	1,585	1,520	1,373	1,242	982	918
老人クラブ	団体数	37	37	35	34	34	33
	会員数	2,345	2,270	2,138	1,999	1,970	1,868
婦人会 ※3	団体数	8	8	7	7	7	7
	会員数	311	287	287	282	268	252
民生委員・児童委員数		165	165	165	159	164	164
主任児童委員数		11	11	11	11	11	11
地区福祉委員数		578	563	563	544	559	551
自主防災組織数		40	41	42	43	44	44
ボランティアセンター登録団体数		28	31	32	32	33	34
ボランティアセンター登録者数		800 個人 116 グループ 684	782 個人 101 グループ 681	829 個人 143 グループ 686	784 個人 103 グループ 681	674 個人 90 グループ 584	675 個人 75 グループ 600
NPO法人数※4		35	36	39	39	40	42

※1 団体数（届出数）、加入世帯数は各団体から通知を受けた数値。加入率算出のために用いた総世帯数は、毎年度4月末日時点の数値。

※2 単位こども会以外にリーダー組織（1団体）あり

※3 池田市地域婦人団体協議会に加入している単位婦人会数・会員数

※4 市が大阪府から権限移譲されたことにより把握している「市にのみ事業所の所在地がある」法人の数

資料：コミュニティ推進課（自治会・町内会、NPO法人）、教育センター（こども会）、生涯学習推進課（婦人会）、高齢・福祉総務課（老人クラブ、民生委員・児童委員、主任児童委員）、危機管理課（自主防災組織）、社協（地区福祉委員、ボランティアセンター）

2. 各種アンケート等からみる地域福祉推進にあたっての課題

各種アンケート調査結果や統計データ、ワーキンググループ、住民懇談会での意見、第3期池田市地域福祉計画・第4次池田市地域福祉活動推進計画の評価等から、今後の地域福祉推進にあたっての課題を整理しました。

課題1 包括的な支援体制のさらなる充実

高齢化に伴い、支援を必要とする人が増加傾向にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、孤立や生活困窮等の課題が深刻化しています。

地域では、日常的な見守りや声かけ、地域の交流の場・機会等で、支援が必要な人のニーズ把握等を進めています。しかしながら、8050問題やひきこもり、老老介護、ヤングケアラーなど、個人・世帯の抱える課題は複雑化・複合化しており、支援を必要としているものの、地域で潜在化している状況にある人へのアプローチが課題となっています。

加えて、地域だけでは対応が難しいケースも多いことから、支援を必要とする人を適切な支援につなげるための仕組みづくりや、市、社協をはじめ、地域や専門職等が一丸となって、ニーズ把握や課題解決に取り組むことのできる連携体制を強化していく必要があります。

また、アンケート調査結果をみると、安心して福祉サービスを利用するために必要なこととして、「サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口の充実」が突出して高くなっており、相談支援が重要視されていることがわかります。

相談支援の充実・強化にあたっては、各種相談窓口の機能向上や、相談支援に携わる専門職の資質向上を図るとともに、より複雑化・複合化する課題に対応できるよう分野にとらわれないう、柔軟な支援体制づくりを進めていく必要があります。

課題2 必要な支援・サービスにつなぐための情報提供

支援を必要とする人が適切な支援につながるためには、十分な情報発信が必要不可欠となります。アンケート調査結果をみると、福祉サービスを利用する際に心配に思うこととして、「相談先がわからない」「どのようなサービスがあるかわからない」という回答が多くなっており、情報の発信が不十分である状況がうかがえます。また、助け合い支え合う地域づくりを進めていくうえで市の役割としては、「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が突出して高くなっています。

コロナ禍でデジタルの利活用が推進されている状況等も踏まえ、特に高齢者等のデジタル化に伴う情報格差に配慮するなど、対象者の状況等を踏まえた、多様な情報発信の方法等について検討が必要です。

また、高齢者や認知症のある人の増加が見込まれることから、今後さらに権利擁護支援のニーズが高まることが想定されます。アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知状況

は十分とは言えないことから、制度の周知をより充実させていく必要があります。

課題3 地域における多様なつながりの場・機会づくり

アンケート調査結果をみると、近所づきあいが少なくなっていると思う人は多く、約 15% は近所づきあいがほとんどない状況です。自治会・町内会の加入率は 30%を下回っており、加入状況は居住年数や居住圏域によって差が見られます。また、老人クラブやこども会の団体数や会員数も減少しています。

加えて、民生委員・児童委員、地区福祉委員が担当地域の中で感じる課題としても「自治会・町内会に加入する人が減っている」「近所づきあいが少なくなっている」「世代間の交流が少ない」などが多くなっており、活動者からみても地域のつながりが希薄化している状況です。

そのような中、さまざまな分野において、地域でのつながりの場・機会づくりを進めていますが、開催日及び開催地が利用者とマッチングできないことや参加者の固定化、地域での利用格差などの課題がみられます。

さらに、活動やイベントが中止や延期、縮小されているケースもみられることから、今後は住民のニーズやコロナ禍による生活様式の変化を踏まえた、交流の場・機会づくりを進めていく必要があります。

また、同じ世代や同じ状況にある人同士の交流だけではなく、より多様な世代や状況にある人の交流促進を図るためにも、分野横断的なつながりの場・機会づくりに取り組むことが重要となります。

課題4 安心・安全に暮らすことができる地域づくり

アンケート調査結果をみると、地震や台風など災害時のことを不安に思っている人は多く、悩みや不安があるときに手伝ってほしいこととしては、「災害時の手助け」が最も多くなっています。

また、災害時に避難誘導などの支援が必要な場合、だれに支援を求めるかについては、「家族」が 73.1%で最も多く、「隣近所の人」が 47.0%と続いています。今後、単独世帯のさらなる増加が見込まれることから、災害時に備え、一人ひとりが日頃から隣近所や地域でのつながりを意識できるよう周知・啓発していく必要があります。

統計データをみると、避難行動要支援者数は年々増加しており、それに伴い、避難行動要支援者名簿登録者数も増加傾向にあります。一方で、アンケート調査結果をみると、約 90%が避難行動要支援者名簿を市が作成していることを知らないなど、災害時に地域で支え合う体制づくりについては課題が多く残っている状況です。

災害時に助け合うことができるよう、地域と関係機関・団体等が連携し、地域全体で安心・安全な暮らしを守る体制づくりを進めていく必要があります。

課題5 活動者の不足・負担の増大への対応

個人・世帯の抱える課題の複雑化・複合化や、コロナ禍による課題の深刻化がみられる中、地域福祉の基盤となる民生委員・児童委員や地区福祉委員会、自治会などの地縁団体の役割は極めて重要なものとなっています。

その一方で、担い手や加入者数の減少、不足、それに伴う活動者の固定化等が深刻な課題となっています。また、個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化する中で、活動者の負担の増大も懸念されており、新たな活動者の確保と既存の活動者への支援は喫緊の課題となっており、新たな活動者の確保・育成に加え、既存の活動者や活動団体への支援、負担軽減に向けた活動や組織のあり方・体制の見直しに取り組む必要があります。

複雑化・複合化する課題に対応できるよう、市、社協をはじめ、さまざまな団体・機関との連携を強化していくことも重要となります。

また、「支える側」「支えられる側」の垣根を超えて、だれもが活躍できる地域づくりに向けて、課題を抱えた当事者も「支える側」として、地域や社会に参加できるように支援するとともに、その機会・場づくりについても取り組んでいく必要があります。

課題6 地域や地域福祉への「関心」を「実践」へ

地域や地域福祉の活動者不足が課題となっている一方で、アンケート調査結果をみると、地域での活動の参加について、「関心はあるが参加する機会がない」人も40%弱いることが分かります。無関心層に対する啓発に加え、すでに関心がある人を、どう活動の場につなげていくかが重要となります。

アンケート調査結果をみると、地域活動に参加していない、参加できない理由としては、「自由な時間がない」のほか、「興味のもてる活動や気軽に参加できる活動が身近にない」「参加したいと思う活動の情報が得られない」などが多くなっています。

このことから、SNSなどの多様な媒体を活用した情報発信を行い、地域や福祉について知る、学ぶ機会を提供するとともに、活動に参加するきっかけや、活動のメニューを多様化させていく必要があります。

また、地域福祉をより多様な主体で推進していくためにも、ボランティアやNPOなどによるテーマ型の活動への支援や、新しく、多様な活動を生みだすための仕組み等について検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

市のまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の前文では、「命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、まちづくりに取り組むこと」を宣言しています。

また、市の福祉のまちづくりの基本理念を定めた「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」では、市とすべての市民と事業者が、ともに地域福祉の主体であることを自覚し、力を合わせてお互いに支え合い、住み慣れた地域でだれもが自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりの推進をめざしています。

本計画では、だれひとり取り残されることなく、すべての人が大切にされることを前提として「おたがいさま」の心で、人と人、地域と地域が結ばれる「地域共生社会」を実現するため「一人ひとりを大切に『おたがいさま』でつながる 池田」を基本理念に掲げ、計画を推進します。

福祉は特定のだれかのためのもではなく、日々の何気ない「おたがいさま」のやり取りが、福祉のまちづくりの推進につながるものととらえ、「おたがいさま」の輪が広がることで、自分自身や家族、友人、周囲の人々はもちろん、だれもが幸せに暮らすことができるまちをめざします。

基本理念

一人ひとりを大切に 「おたがいさま」でつながる 池田

2. 基本目標

目標 1	包括的な支援体制づくり
------	-------------

近年、8050問題やダブルケアなど、地域住民や世帯が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、年齢などの属性や高齢者、障がい者、子どもなどの分野ごとに整備された既存の支援制度のもとでは、十分な支援が行き届かない現状があります。

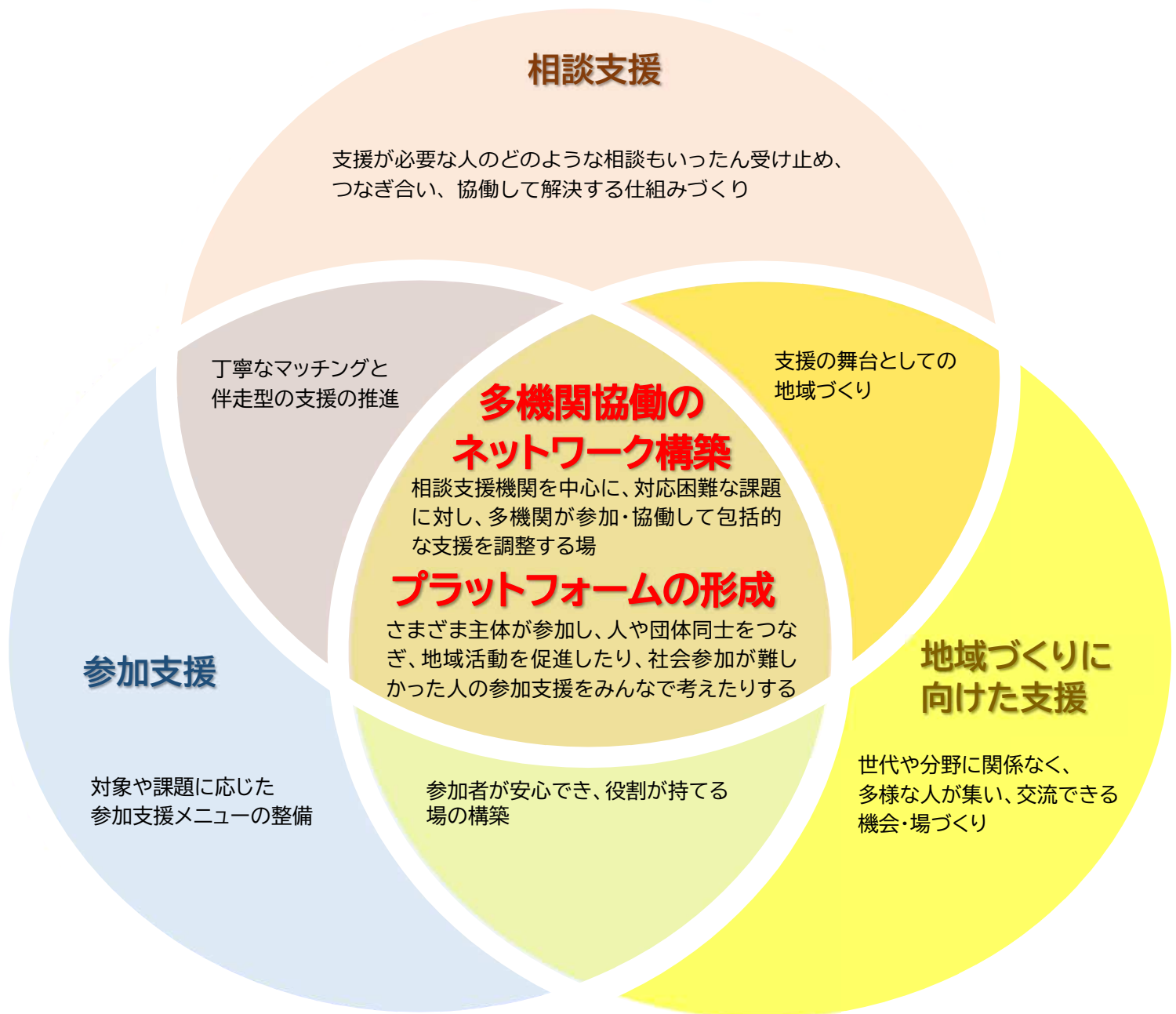
属性や分野にとらわれず、各分野の窓口がワンストップで相談を受け止め、伴走型の支援や必要に応じたアウトリーチを行い、多機関が連携・協働し課題解決に向けて支援を行う「相談支援」の体制を整備します。また、地域資源を活かしながら、社会とのつながりを回復するための「参加支援」、地域における多様な交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」など、包括的な支援体制づくりを進めます。

目標 2	つながり支え合う地域づくり
------	---------------

コミュニティの希薄化や社会的孤立が大きな課題となっている状況の解消に向けて、住民と住民がつながり、支え合うことができる地域づくりを進めます。そのために、地域で人々が集い、交流できる場づくりを進めるとともに、住民をはじめ多様な主体が支え合いの活動に取り組むことができるよう環境整備を進めます。また、課題を抱えた当事者が地域社会に参加するための場づくりや組織づくりを進めます。さらに、災害時においても、日頃のつながりを基盤にして地域で支え合うことができる体制づくりを進めます。

目標 3	地域福祉を支えるひとづくり
------	---------------

地域や福祉への関心の低下にともない、次代の担い手づくりが課題となっています。地域共生社会の実現に向けて、一人でも多くの人々が地域や福祉への関心をもつことができるよう、子どもから高齢者まで、人生のさまざまな場面において、学び、活動できる機会の整備を進めることで、日々の暮らしの中で生じるさまざまな生活課題（以下、「地域生活課題」という）を住民が自分のこととしてとらえ行動に移せるような、地域福祉を支えるひとづくりを進めます。



3. 計画推進にあたっての視点

視点1	住民の生活に密着した取組を進めます
-----	-------------------

地域の文化や地理、歴史などの特性を踏まえ、町域／おおむね小学校区／地域包括支援センター圏域／全市というように、重層的な圏域の設定のもと、相談や参加ができるよう各種の資源やサービスの整備を進めます。

視点2	地域生活課題の解決に向け、相談支援と地域づくりを包括的に進めます
-----	----------------------------------

地域生活課題の解決に向けて、気軽に相談ができ支援が受けられ、課題解決に取り組むことができる地域づくりを包括的に進めることができるような体制づくりを進めます。

視点3	住民の主体的な参加・参画のもと進めます
-----	---------------------

一人ひとりの住民が、地域の福祉活動や福祉施策に関心をもち、地域福祉の担い手として具体的な活動に関わるような、住民の主体的な参加・参画に基づいた地域づくりを進めます。

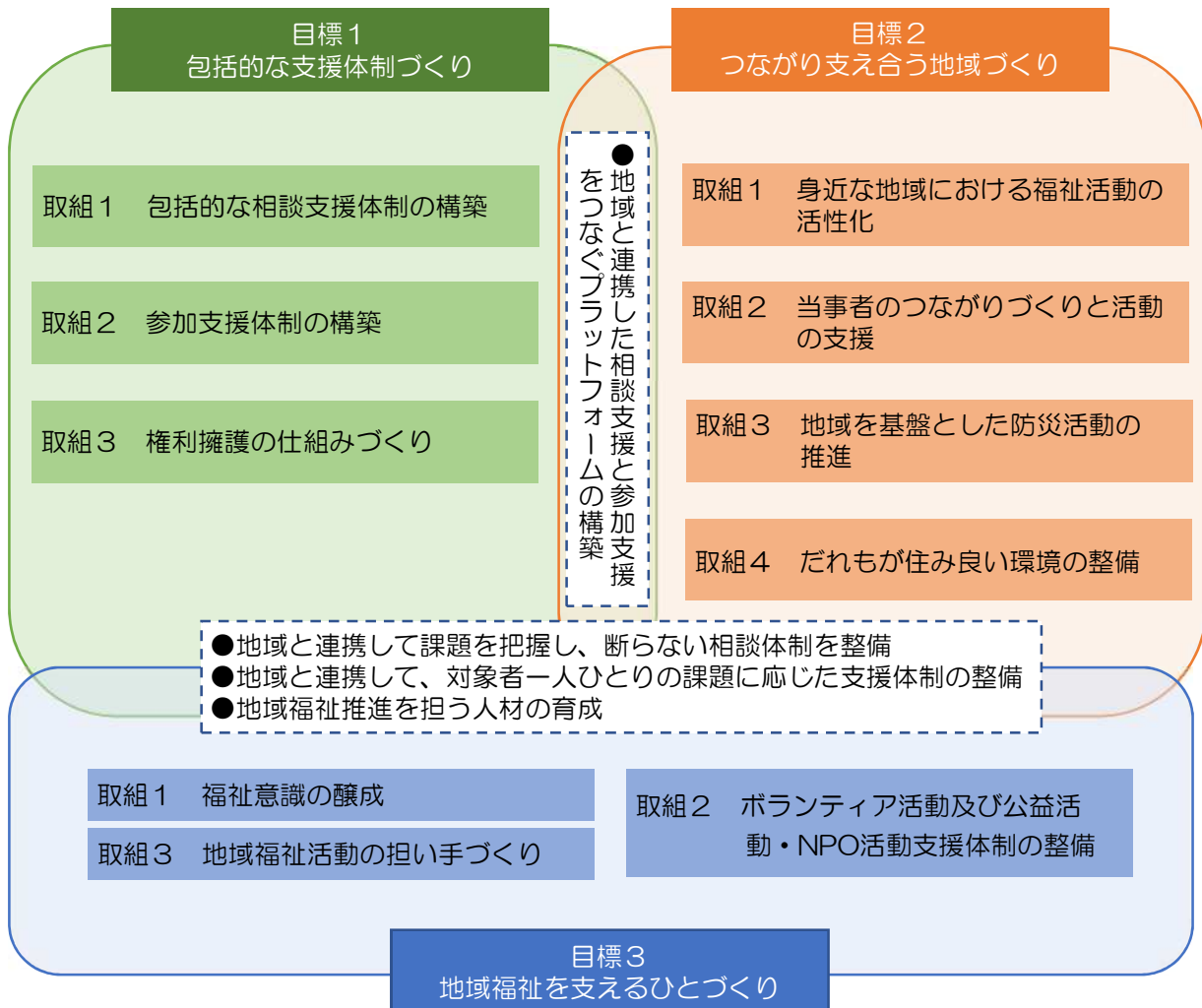
視点4	さまざまな機関・団体との連携・協働により進めます
-----	--------------------------

地域生活課題の解決や地域づくりに向けて、福祉のみならず医療、保健分野をはじめ、住宅、就労、教育、交通環境、まちづくりなどさまざまな施策分野との連携・調整により進めます。また、各種団体、事業者、関係機関、民間企業などの連携・協働のもと、それぞれの機関・団体が求められる役割を担い、力を合わせて取り組めるような体制づくりを進めます。

4. 計画の体系

基本目標	取組	取組詳細
目標1 包括的な支援体制づくり	取組1 包括的な相談支援体制の構築	①ニーズ把握と情報の提供
		②市全体で分野を問わない、断らない相談支援体制をつくる
		③多機関協働のネットワークをつくる
		④身近な地域で生活課題を把握するための仕組みをつくる
		⑤分野横断型の各種福祉制度・サービスの推進
	取組2 参加支援体制の構築	①相談支援と参加支援をつなぐプラットフォームをつくる
		②ニーズを踏まえた丁寧なマッチング体制をつくる
		③対象者の課題に応じたメニューの整備
	取組3 権利擁護の仕組みづくり	①権利擁護支援や成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）
		②再犯防止に向けた取組（再犯防止推進計画）
		③高齢者、障がい者、子ども等の虐待防止の取組
		④消費者被害の防止
目標2 つながり支え合う地域づくり	取組1 身近な地域における福祉活動の活性化	①地区福祉委員会活動と小地域ネットワーク活動の推進
		②全世代型の居場所・集いの場づくり
		③見守り・支え合い活動の推進
		④各種生活支援サービスの活性化と創出
		⑤多様な主体による地域福祉推進
	取組2 当事者のつながりづくりと活動の支援	①相談支援から当事者のつながりづくり
		②同じ課題を抱えた人同士の組織化
	取組3 地域を基盤とした防災活動の推進	①避難行動要支援者に対する避難支援への取組
		②要配慮者の避難体制の強化に向けた取組
		③災害ボランティアセンターの設置運営
	取組4 だれもが住み良い環境の整備	①福祉に関する情報の共有
		②住環境や生活環境の整備
		③人権意識の醸成と差別の解消
		④ダイバーシティ社会の推進
目標3 地域福祉を支える仕組みづくり	取組1 福祉意識の醸成	①学校及び地域を拠点とした福祉教育の推進
		②住民参加による「学び合い」の機会の充実
	取組2 ボランティア活動及び公益活動・NPO活動支援体制の整備	①ボランティア活動などへの支援
		②活動のための資金調達
	取組3 地域福祉活動の担い手づくり	①子ども・若者の参加促進
		②壮年期世代の参加促進
		③シニア層の活動の活性化

【計画の体系の相関関係 イメージ図】



第4章 取組の方向性と施策の展開

目標1 包括的な支援体制づくり

取組1 包括的な相談支援体制の構築

支援を必要とする人の増加や個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、市、社協、地域、関連団体・機関等が一体となって取り組む、包括的な支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

支援を必要とする人が潜在化してしまわないよう、地域でニーズやSOSをキャッチし、適切な支援につなげていくための仕組みづくりに取り組みます。

支援にあたっては、さまざまな主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた支援体制の構築を図ります。

① ニーズ把握と情報の提供

潜在化しがちな複雑化・複合化した生活課題やニーズを早期に把握し、それぞれのニーズに応じた、相談先や福祉サービス・制度など、必要な情報を提供していきます。

【市】

- 各分野における相談支援活動や日常的な訪問、各種検診等の機会を通じて、対象者となる住民への情報提供とニーズの把握に努め、課題の早期発見につなげます。

主な事業・取組

- 地域福祉推進事業 ○コミュニティソーシャルワーカー設置事業
- 地域子育て支援拠点事業 ○利用者支援事業（保育所・園） ○生活保護給付・自立支援事業
- 障がい者地域相談事業 ○包括的支援事業（地域包括支援センター）
- 高齢者緊急通報装置設置事業（見守りサービス）

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員による、気になる世帯への見守り・声かけ活動を高齢者中心から全世代へと拡大し、分野・属性にかかわらず、情報提供とニーズ把握を進めます。
- コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の専門職がサロンや地域の居場所等に訪問し、課題を早期に把握することで、相談支援につなぎます。

主な事業・取組

○小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

○コミュニティソーシャルワーカー設置事業 ○地域包括支援センター

【住民・地域】

- 地域や福祉に関する情報に関心を持ち、積極的に収集しましょう。
- 地域の見守りや交流の機会・場の中で、支援を必要とする人や支援のニーズを把握しましょう。
- 支援が必要な人に対して、地域や福祉に関する情報を提供しましょう。

② 市全体で分野を問わない、断らない相談支援体制をつくる

各分野の相談支援機関が、分野ごとの相談支援に加え、支援が必要な人のどのような相談も、まずは受け止め、つなぎ合い、協働して解決する仕組み（断らない相談支援）や相談者につながり続ける支援（伴走型支援）の仕組みをつくります。

【市】

- 市役所各窓口や地域包括支援センター、障がい者地域支援センター、しごと相談・支援センターなどでの各相談支援体制の充実・強化を図るとともに、各分野の相談窓口の連携体制を整備し、相談者の属性や抱えている課題の特性を問わない相談支援体制を構築します。
- 相談支援にあたっては、アウトリーチ機能を強化し、つながり続ける伴走支援にも取り組みます。

主な事業・取組

○地域就労支援事業 ○人権相談事業 ○コミュニティソーシャルワーカー設置事業
○地域福祉推進事業 ○生活困窮者自立相談支援事業 ○障がい者地域支援センター運営事業
○地域自殺対策強化事業 ○障がい者地域相談事業 ○障がい者相談員設置事業
○総合相談事業（地域包括支援センター） ○就学前児発達支援事業 ○妊娠・出産支援事業
○教育相談事業

【社会福祉協議会】

- 福祉総合相談、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター「ひだまり」、ボランティアセンター、有償協力員派遣事業にじの会、ファミリーサポートセンター等、社協が設置している相談窓口において、分野を問わない、断らない相談支援を実施します。
- 必要に応じてアウトリーチに取り組み、関係機関・団体と連携して継続的な支援を行い、「相談を追いかける文化」の醸成に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーによる分野を問わない、制度の狭間に対応する相談支援を進めるとともに、複合的なケース等については、関係機関・団体と連携し、包括的な相談支援の中核となるよう実践を推進します。

主な事業・取組

○相談窓口の充実 ○コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。
- 地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。

③ 多機関協働のネットワークをつくる

住民同士、地縁組織や各分野の相談支援機関では対応が困難な複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関がそれぞれの役割分担を行い、連携・協働して包括的に受け止め、支える側も支えられる側も孤立しない相談支援体制を整備します。

【市】

- 支援が必要な方を包括的に支援していくための、全庁的な連携体制を整備していきます。
- 支援する側も支援される側もだれも取り残されることがないように、多機関協働の場で、支援者同士が支援内容を検討し、各機関の課題を整理・分類・共有して、仕組みや資源開発、支援メニューを検討します。
- 地域ケア会議連絡協議会、池田市要保護児童対策地域協議会など、既存の会議体の活用について検討し、多機関協働のネットワークづくりに取り組みます。

主な事業・取組

○地域ケア会議推進事業 ○児童家庭相談事業 ○地域福祉推進事業 ○子どもの貧困対策

【社会福祉協議会】

- 分野を問わない、制度の狭間に対応する相談支援のさらなる充実に向けて、市とともに中核的な役割を担いながら、分野を超えた相談支援機関のネットワークの構築に取り組みます。
- 相談窓口における相談支援にあたっては、組織内で連携し、情報の集約や整理、共有を行うとともに、市全体の相談支援機関ネットワークへの積極的な参画を推進します。

主な事業・取組

○コミュニティソーシャルワーカー ○社協の各種相談窓口

④ 身近な地域で生活課題を把握するための仕組みをつくる

地域住民が他の住民の抱える生活課題に関する相談内容に応じて、必要な情報を提供し、住民同士で支え合い、また、適切な相談先や支援につなぐことができる仕組みづくりを進めます。

【市】

- 民生委員・児童委員や地区福祉委員による地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。
- 身近な当事者相談員として障がい者相談員を設置し、地域において、障がい者やその家族の日常生活に関する相談支援を行います。
- 障がい者とその家族が、地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた各種支援サービスの提供を図ります。
- 地域コミュニティリーダーの養成や、各種活動団体への支援等を行い、多様な主体の活動を生みだし、活性化させることで、地域で生活課題を把握する機会の創出につなげます。
- 各小学校区に設置された地域コミュニティ推進協議会において、住民が自主的・自立的にまちづくりを行い、地域内の共通課題の解決を図る取組を支援します。
- 保護者の家庭教育への支援や地域と連携した学校教育の推進等を図り、身近な地域で子どもや保護者、家庭の抱える課題に気づくことができる体制づくりを行います。

主な事業・取組

- 地域コミュニティ推進協議会強化事業
- 地域分権推進事業
- 人権擁護団体補助事業
- 社会福祉協議会補助事業
- コミュニティソーシャルワーカー設置事業
- 民生委員児童委員事務事業
- 障がい者相談員設置事業
- 障がい者地域支援センター運営事業
- 教育コミュニティづくり推進事業
- 学校支援体制構築事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員による、気になる世帯への見守り・声かけ活動やサロンや居場所づくりなどを通じて、地域の中で相談支援に取り組むとともに、対応が難しい内容等については、コミュニティソーシャルワーカーや、相談支援専門機関などへつなぐことで、地域で生活課題を把握し、適切な支援につなげる仕組みづくりを進めます。
- 地域ネットワーク会議や子育て支援会議など、既存のネットワーク会議の場を活用し、地区福祉委員会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、当事者団体などの情報共有と連携を図ります。

主な事業・取組

- 地区福祉委員会の活動
- 小地域ネットワーク活動
- コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】
- 地域における相談支援の仕組みづくりに取り組むとともに、必要に応じて適切な相談支援機関等につなぎましょう。

⑤ 分野横断型の各種福祉制度・サービスの推進

既存の各種福祉制度やサービスの柔軟な組み合わせや強化を図ることで、複雑化・複合化した課題に対応するための横断的な体制づくりを図ります。

【市】

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の相談・支援を行う地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、緊急通報装置の貸出や救急医療情報キットの配布等の各種事業について、多様な媒体での周知を行い、利用の促進を図ります。
- 生活困窮者の一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携し、生活の自立と安定に向けて各種支援を行います。
- 障がい者とその家族が、地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた各種支援サービスの提供を図ります。

【再掲】

- 児童の発達支援環境を総合的に整え、ライフステージに応じた一貫した支援をめざし、関係機関との情報を一元化し共有するツール「つながりシート Ikeda_s(イケダス)」の普及・活用と連携の強化を推進します。
- 子どもの一時預かりや多子世帯の負担軽減、病児・病後児保育、休日保育等を通じて、子育て世帯の負担軽減に向けて支援します。
- 出産後に家族等から十分なサポートが受けられない、支援が必要な家庭に対するサポートや、妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消に向けた相談支援や交流会事業等を行います。
- 日本語指導を必要とする園児・児童・生徒の在籍する学校園に対し、母語を理解する人材及び日本語指導の専門員を派遣し、学習支援や日本語指導などの学校園生活支援を行います。
- 各分野の既存の制度・サービスについて、ヤングケアラーや 8050 問題などの複雑化・複合化した課題への対応や取組を検討します。

主な事業・取組

○包括的支援事業（地域包括支援センター） ○高齢者緊急通報装置設置事業
○地域福祉推進事業 ○生活困窮者自立相談支援事業 ○障がい児通所支援事業 ○発達支援システム推進事業 ○妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業）
○障がい者地域支援センター運営事業

【社会福祉協議会】

- 社協が実施している事業・サービスについて、複雑化・複合化した課題への対応が可能になるよう、分野横断的な取り組みを行います。

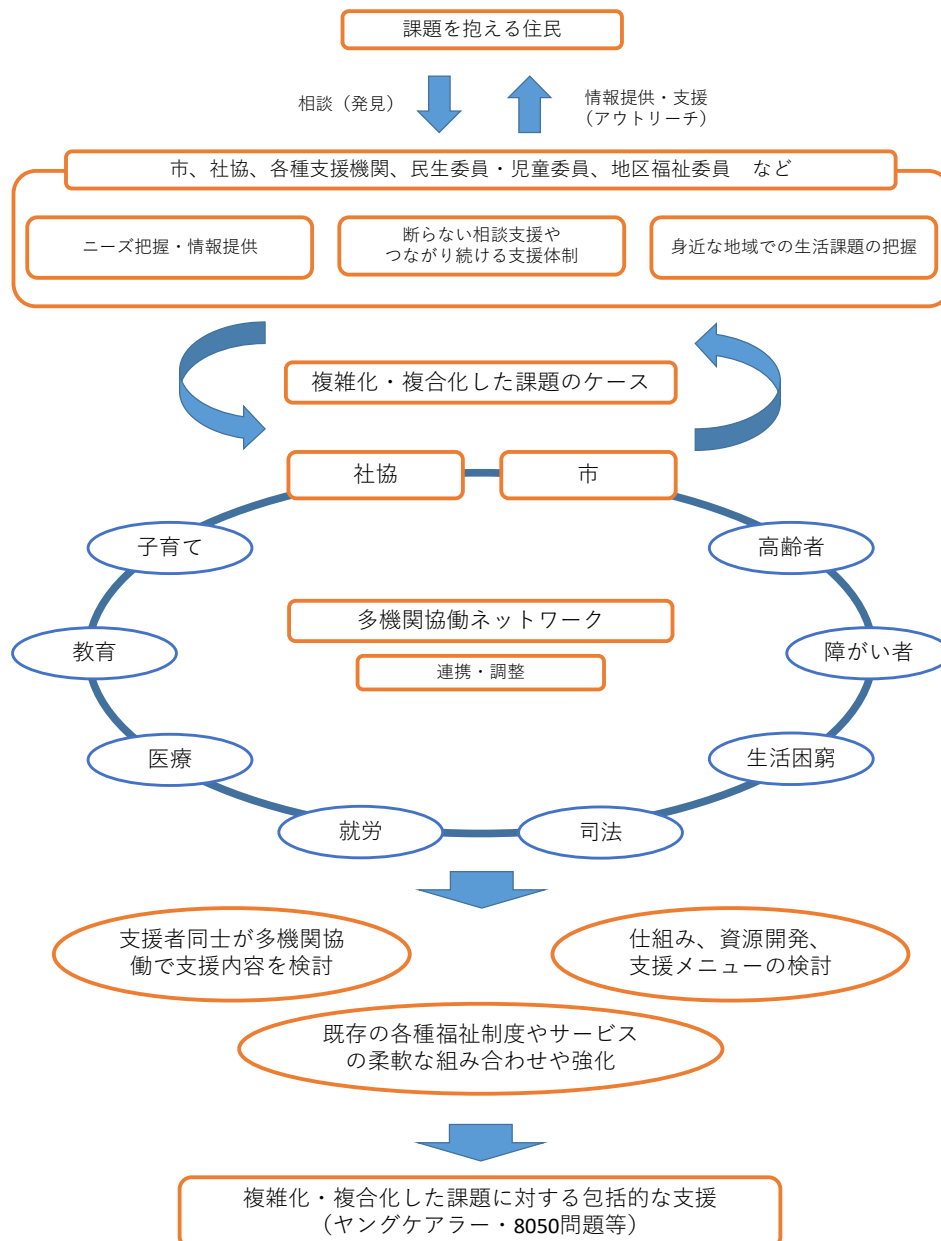
主な事業・取組

○訪問介護事業 ○地域包括支援センター ○障がい者地域生活支援センター「ひだまり」

【住民・地域】

- 地域福祉に関する各種制度やサービスに関心をもち、情報を積極的に収集しましょう。
- 支援が必要な人に対して、地域福祉に関する各種制度やサービスについての情報を提供しましょう。

【包括的な相談支援体制の構築】



取組２ 参加支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けては、支援を必要とする人が地域で人と出会い、学び、社会や地域とのつながりをもつことが重要となります。

地域における多様なつながりは、地域の中での支え合いや見守りの創出、「支える側」「支えられる側」の関係を越えた、一人ひとりが活躍できる地域社会の構築にもつながります。

このような状況を踏まえ、社会参加につながりにくい対象者のニーズを把握し、社会や地域への参加を促進する支援体制の構築に取り組むとともに、一人ひとりの状況に応じて選択ができるよう、社会や地域への参加の機会となる多様なメニューの整備に福祉以外のさまざまな分野とも連携しながら取り組みます。

① 相談支援と参加支援をつなぐプラットフォームをつくる

包括的な相談支援体制により把握した課題やニーズについて、既存の事業では対応できない狭間の領域にも対応していくため、既存の事業をつなぎあわせ、それでも対応できないニーズに対しては新たな支援メニューを創出する必要があります。そのために、包括的な支援に関わる、さまざまな主体が協議に参加できるプラットフォームをつくり、参加支援をみんなで考える場としても活用します。そして、相談支援から生まれた支援メニューが、プラットフォームを通して地域づくりへと波及するよう働きかけます。

【市】

- これまで社会参加が難しかった人の参加支援を考えるための取組を支援します。
- 小地域ネットワーク活動や地区福祉委員による地域での相談支援や各種サロンの開催等を支援し、身近な場所で参加支援と相談支援が受けられる体制づくりを進めます。
- 子どもの居場所づくりに取り組み、相談支援や異年齢、地域住民との交流を深める機会の提供等を行います。
- 適応指導教室の実施やNPOと連携した支援事業を通じて、不登校児童・生徒一人ひとりの生きる力の育成や、在籍校への復帰も含む社会的自立に向けて取り組みます。
- 複雑化・複合化した地域生活課題について、相談支援と参加支援がつなぎ戻しできる体制の整備に取り組みます。

主な事業・取組

○地域福祉推進事業 ○こども食堂開設支援事業 ○池田子どもの居場所づくり推進事業
○適応指導事業 ○NPO連携教育相談等支援事業 ○社会福祉協議会補助事業
○コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【社会福祉協議会】

- 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、NPO、社協、市などが構成メンバーとなる「いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）」を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。

主な事業・取組

〇いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）

【住民・地域】

- 地域における相談支援の仕組みづくりに取り組むとともに、必要に応じて適切な相談支援機関等につなぎましょう。【再掲】
- 自治会やこども会等の地縁組織に関わるテーマ、自分の住む身近な地域に関わるテーマなどで、みんなで話し合う必要があるときに、積極的にプラットフォームを活用しましょう。

② ニーズを踏まえた丁寧なマッチング体制をつくる

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。

【市】

- 年齢や分野を問わない居場所づくりや相談支援を進め、一人ひとりの課題やニーズを把握するとともに、官民間わず、一人ひとりに合った参加支援に関連のある事業を掘り起こし、マッチング体制の構築、定着支援・フォローアップの体制づくりを進めます。
- しごと・相談支援センターを運営し、地域就労支援コーディネーターによる制度の周知、相談支援を行い、働く意欲がありながら就労できない住民に対して、雇用・就労支援を促進します。
- 聴覚・言語障がい者の緊急連絡体制を確立し、安心して日常生活を送れるように支援するとともに、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションの円滑化を図り、社会参加を促進します。
- 障がい者支援施設の運営を安定化させ、障がい者の日中活動の場を確保し、自立と社会参加を促進します。
- 生活困窮者等や生活保護受給者等の自立のための各支援に対する住民の理解を促進し、専門員を確保することを通じて、包括的・継続的支援を促進します。

主な事業・取組

○地域就労支援事業 ○地域福祉推進事業 ○生活困窮者自立相談支援事業
○生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分） ○聴覚障がい者等支援事業 ○障がい者支援施設運営補助事業 ○重度障がい者等就労支援特別事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、ひきこもりなど社会参加につながりにくい対象者との関係づくりを行い、対象者のニーズを丁寧に把握し、参加支援へと導くための意識形成や技術の向上を支援します。

主な事業・取組

○相談窓口の充実

③ 対象者の課題に応じたメニューの整備

一人ひとりに合ったきめ細かな支援をするため、いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）の中に、さまざまな関係者が参加し協議する「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を立ち上げ、就労支援メニューのほか、時間をかけて寄り添う居場所支援メニューを整備します。

【市】

- 生活困窮者及び生活保護受給者に向けて、職場体験や就労準備講座などの就労支援を行います。
- ひとり親家庭の状況やニーズに応じて、継続的な自立・就労支援を行います。
- 障がい者の日中活動の場を確保し、自立と社会参加を促進します。
- 心身機能に障がいのある成人や運動発達に遅れのある子ども等を対象に理学療法士による訓練を実施し、運動機能の維持・向上を図り、社会参加を促進します。

主な事業・取組

○就労準備事業 ○障がい者支援施設運営補助事業 ○母子・父子自立支援プログラム事業
○機能訓練給付事業 ○施設訓練給付事業

【社会福祉協議会】

- 社会と接点の少ない人など、だれもが社会参加の第一歩として参加でき、安心して過ごすことができる居場所を定期的に提供するとともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に福祉専門職も参加し、支援が必要な人への相談支援に応じます。
- 「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を通して、コミュニケーションが苦手な人や、社会との接点が少なく社会体験が乏しい若者などが、自然と他者とのコミュニケーションを図ることができる居場所や、自己肯定感を高め、社会とのつながりを得ることができる職業体験や地域活動体験の場などを開設します。
- 相談窓口において、同じような課題を抱えた対象者同士をつなぎ、当事者同士の交流や助け合い、体験を語るなど、安心して参加できる居場所を設置します。
- 実施している各事業から把握した参加支援が必要な対象者について、社会参加の場の選択肢を増やすことができるよう、「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を中心に、個別ニーズに応じて、既存の参加支援の場の発見や新しい参加支援の場の開発に取り組みます。

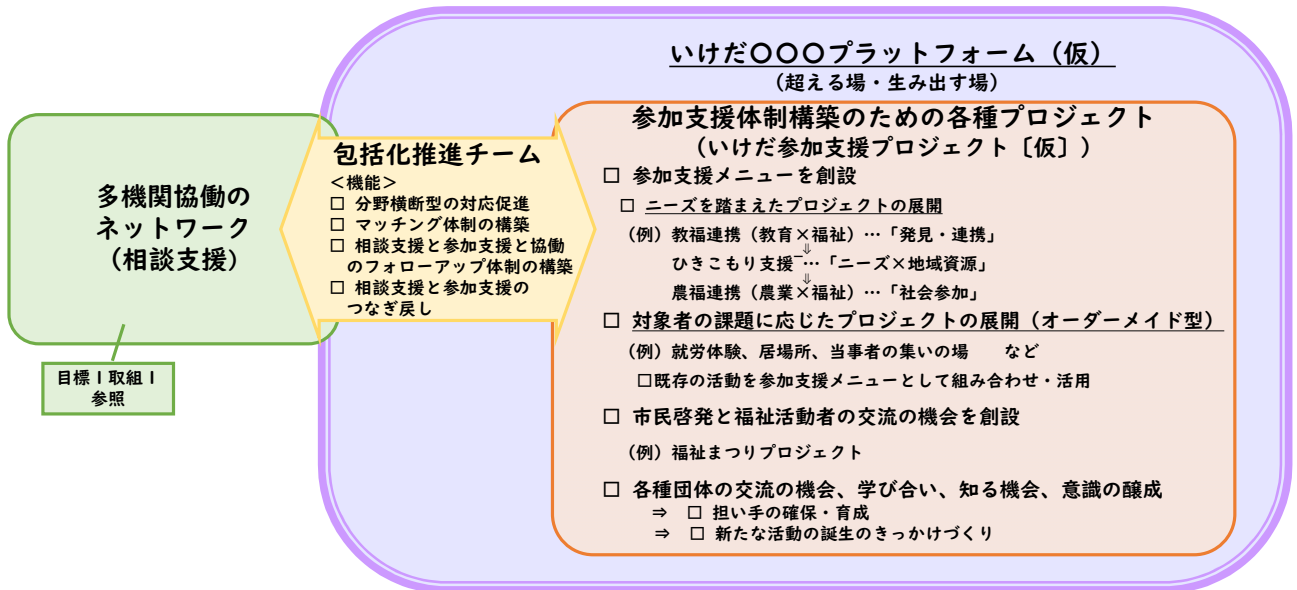
主な事業・取組

○いけだ参加支援プロジェクト（仮） ○居場所つむぎ ○作業の会せん
○しごと・ちいき体験事業 ○当事者の組織化 ○多様な社会参加の機会の創出

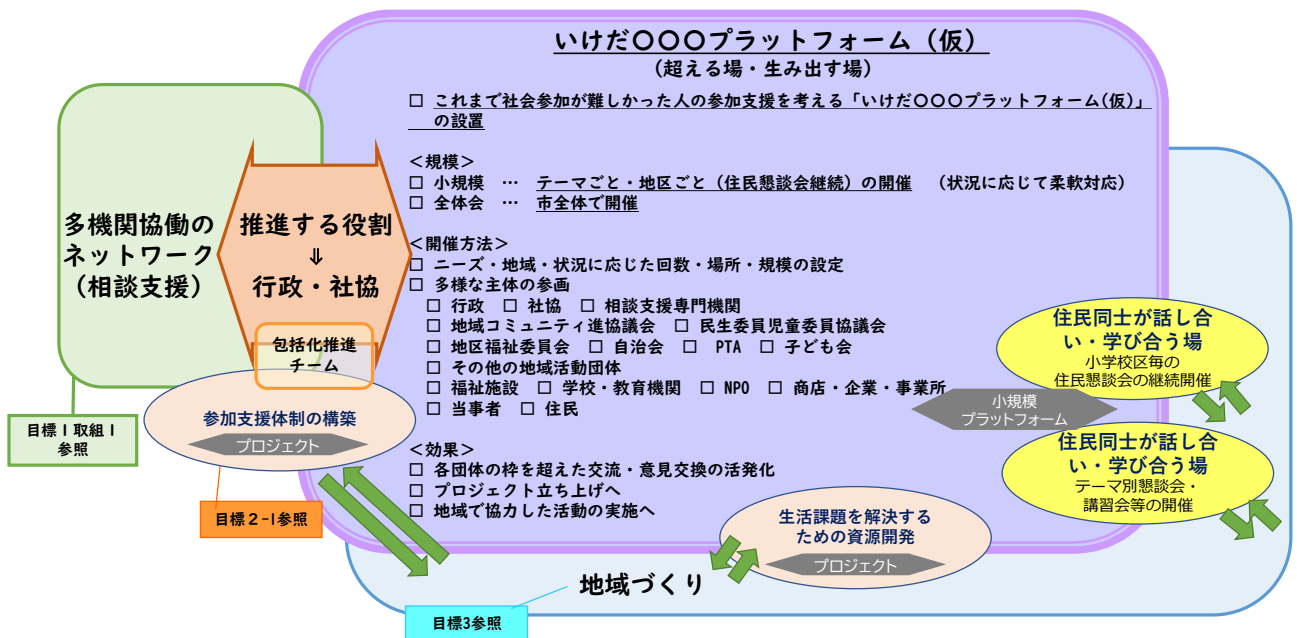
【住民・地域】

- 多様な地域活動に取り組みましょう。

【参加支援体制の構築のチェックシート】



【いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）（超える場・生み出す場）のイメージ図】



取組3 権利擁護の仕組みづくり

高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症のある人の増加が見込まれ、権利擁護支援や消費者被害防止の取組へのニーズはさらに高まることが予想されます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活へのストレス等から虐待やDV等の増加が懸念されている状況があります。

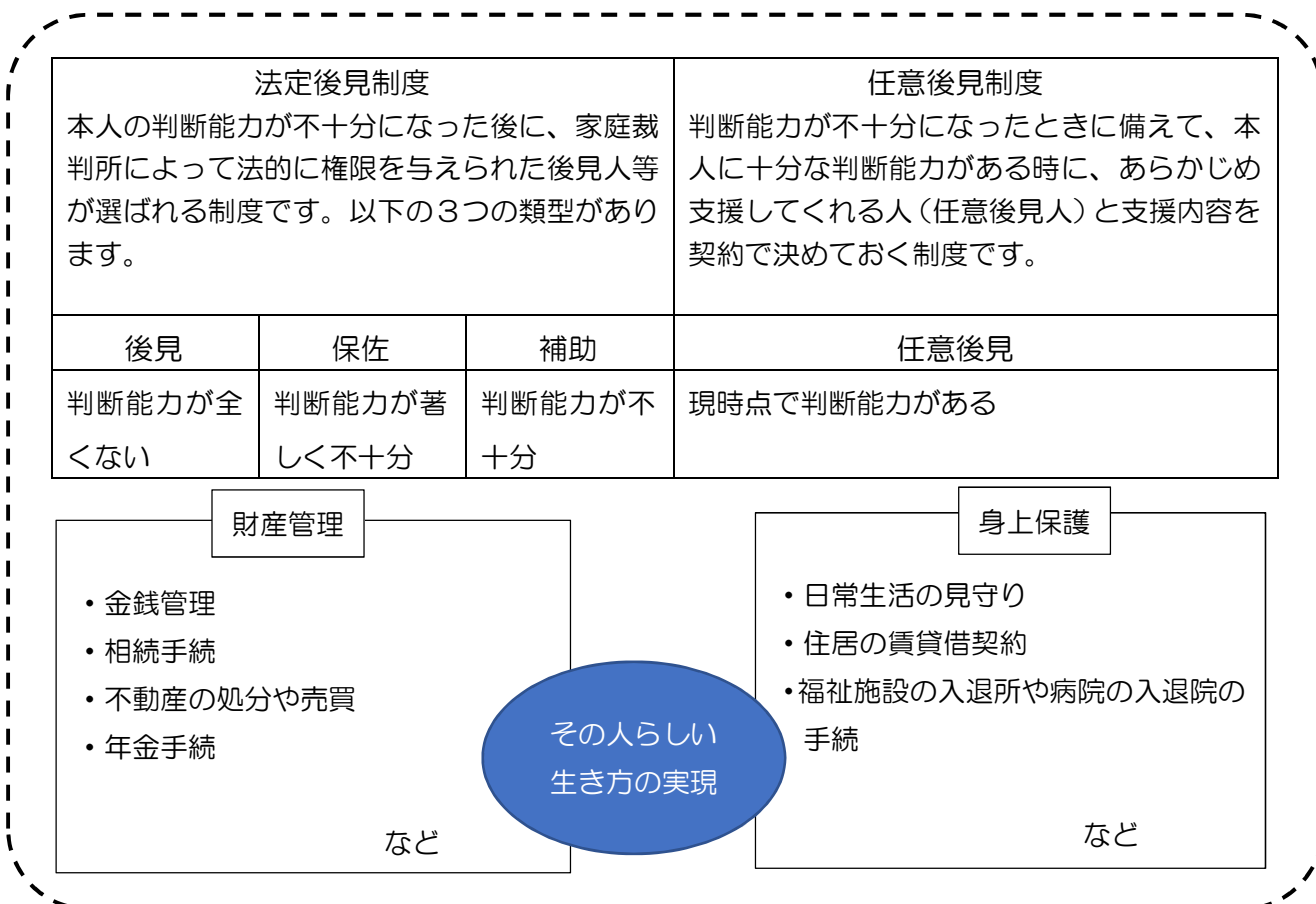
権利擁護に関する事業・制度の推進や、虐待の早期発見・解決に向けた取組を推進し、あらゆる世代・立場の人が、安心して暮らすことができる地域の実現につなげます。

また、過去に罪を犯した人の再犯防止に向けて、関係団体・機関と連携を取りながら、孤立しないよう取組を進めます。

① 権利擁護支援や成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、財産管理や身上保護などの支援により、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の十分でない人が、尊厳のある自分らしい生活を継続できるようにする制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度から成り立っています。また、選任される後見人には、家族などの親族後見人や司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門職後見人、市民ボランティアによる市民後見人があります。



【市】

- 大阪府と協働し、市民後見人の養成講座を実施するとともに、広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、内容の周知を図ります。
- 住民に向けて成年後見制度の周知啓発を行うとともに、相談機関の拡充やワンストップでの窓口対応に努め、相談支援機能の強化を図ります。
- 金融機関などの機関と連携し、地域における成年後見制度のニーズ把握に向けた基盤づくりに取り組みます。
- 成年後見制度が必要な方への利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」の設置を検討します。
- 成年後見人制度や日常生活自立支援事業を実施する上で、身上保護の重視や地域との関わりなどを意識した支援を進めます。
- 今後ますます高齢化や障がい者の地域生活への移行に向けた支援が進む中、市長申立てを必要とする事案もさらに増加していくことが予測されるため、迅速かつ効率的に市長申立てが進むよう取り組みます。

主な事業・取組

○市民後見人養成事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度事業

【社会福祉協議会】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理、契約書などの書類等の預かりサービスなどを提供する日常生活自立支援事業を実施します。
- 必要な人が支援につながるよう、住民や関係機関・団体、福祉事業者などへ日常生活自立支援事業の周知を行います。
- 日常生活自立支援事業で、法律行為を支援する必要がある利用者などについては、成年後見制度への移行を支援します。
- 適切な後見人がいない人や、日常生活自立支援事業の利用者で判断能力がさらに低下した人などで、社協による法人後見が必要な場合に対応できるよう、法人後見を受任するための条件や環境整備を行います。

主な事業・取組

○日常生活自立支援事業 ○法人後見受任の検討

【住民・地域】

- 権利擁護に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 権利擁護に関する支援が必要な人に対して、積極的に情報を提供しましょう。
- 必要に応じて、権利擁護に関する制度や事業を利用しましょう。

【指標】 成年後見制度利用促進基本計画

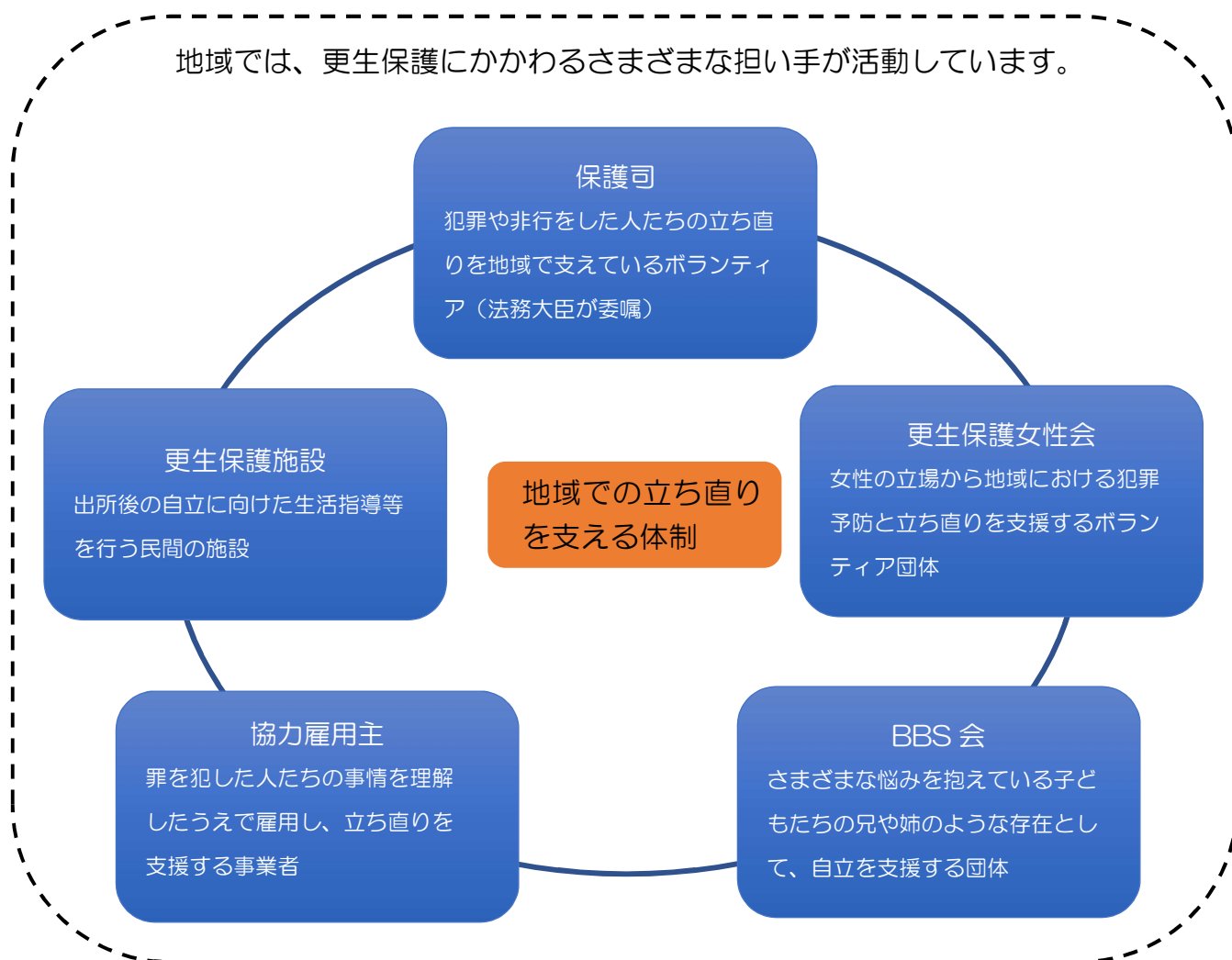
指標	現状	目標値（R9）
成年後見制度について、内容まで知っている人の割合	33.4%	増加
支援が必要になったときに成年後見制度を利用したいと思う人の割合	46.4%	増加
市民後見人になりたい人の割合	10.2%	増加
市民後見人登録者数	4 人	10 人
中核機関の設置についての検討及び設置運営	—	設置
社会福祉協議会による法人後見受任体制の整備	—	整備

② 再犯防止に向けた取組（再犯防止推進計画）

全国的に刑法犯者が減少する一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題となっています。

罪を犯した人の中には、家族関係の希薄化や帰住先・就労先がなく、福祉的な支援が必要な人がいます。そのような人が犯罪や非行から立ち直るためには、社会復帰のための支援や地域で立ち直ることができる体制づくりが必要です。このため、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取組を強化・充実するとともに、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現をめざします。

地域では、更生保護にかかわるさまざまな担い手が活動しています。



【市】

- 保護司会や更生保護女性会が再犯防止に向けた取組・活動を円滑に実施できるよう、支援します。
- 住民や地域が更生保護や再犯防止に向けた活動への理解を深められるよう、啓発活動や講演会の開催などに取り組みます。
- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」において、保護司や地域団体の担い手による街頭啓発や、市内小・中学生による犯罪予防をテーマとした標語・ポスターの作成・表彰などの各種イベントの開催を推進します。
- 生活困窮者などに対する就労支援や、住居確保の取組などの各種福祉サービスの提供や情報発信により、罪を犯した人が地域で立ち直ることができる体制を推進します。

主な事業・取組

- 社会福祉団体活動補助事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分）

【社会福祉協議会】

- 社協が設置している相談窓口において、罪を犯した人に対しては、再犯防止に留意し、地域で孤立することなく自立した生活を送れるよう、関係機関・団体と連携し、支援を行います。

主な事業・取組

- 相談窓口での対応

【住民・地域】

- 再犯防止に関する取組に関心を持ち、理解・認識を深めましょう。

【指標】 再犯防止推進計画

指標	現状	目標値（R9）
市内の再犯者数		減少
保護司充足率	100%	100%
協力雇用主数	14 社	増加
社会を明るくする運動「市民のつどい」来場者数	136 人	230 人
再犯防止推進に係るセミナー・講演会の開催回数	—	年 1 回

③ 高齢者、障がい者、子ども等の虐待防止の取組

関係機関等が連携・協力するプラットフォームの活用や虐待防止に向けた啓発を行います。
また、虐待の早期発見・早期対応により、さまざまな虐待から当事者を守る体制を強化するとともに、虐待を行った人が抱えている課題にも着目した支援のあり方を検討します。

【市】

- 高齢者虐待防止ネットワーク等を通じて、関係機関との情報共有に努めるとともに、高齢者見守りサービスや地域のネットワーク等により、虐待の防止や早期発見に取り組みます。
- 基幹相談支援センター（福祉相談くすのき）において、障がいのある人やその家族への相談に応じ、必要な情報提供・支援を行います。
- 乳幼児健康診査や電話相談などの機会を通じて、専門職が相談支援を行い、妊産婦や保護者の育児不安や孤立感の解消に向けて取り組みます。
- 学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童の抱える課題等の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と連携・協力し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- オレンジリボン運動を通して、児童虐待の防止に向けた啓発に取り組みます。
- DVの被害者等を救済するため、緊急一時保護や緊急避難支援を行います。

主な事業・取組

○要援護高齢者支援事業 ○権利擁護事業 ○妊産婦・乳幼児健康診査事業
○児童家庭相談事業 ○児童虐待発生予防事業 ○母子保健事業及びフォロー事業 ○学校支援体制構築事業 ○家庭の教育力活性化推進事業 ○障がい者地域支援センター運営事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、担当者の能力向上に取り組み、虐待の早期発見・早期対応の実践につなげるとともに、関係機関・団体と連携した包括的な支援を行います。
- 地区福祉委員が虐待や暴力の早期発見の意識をもち、サロンや見守り・声かけ活動等を通じて、対象の属性にかかわらず、虐待や暴力を早期発見し、適切な関係機関・団体へつなぐことができるよう、意識啓発や連携の促進に取り組みます。
- 高齢者・障がい者・子ども等が含まれる世帯が、地域社会から孤立することのないよう、居場所や見守り体制を整え、虐待を防止します。

主な事業・取組

○相談窓口での対応 ○地区福祉委員会

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 近所や地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】

④ 消費者被害の防止

消費者被害を防止するため、相談支援、あっせんを行うとともに、消費者に対する教育や情報提供による啓発を行います。

【市】

- 消費者が時代に即応した契約や商品の安全に関する正しい知識を身に付けられるよう、出前講座の実施や広報誌面での情報提供による啓発を行います。
- 消費生活センターにおいて、消費生活コンサルタントによる相談支援、あっせんなどを実施し、住民の消費者被害を未然に防ぐとともに、被害の拡大を防止します。
- 地域団体と連携した消費者に対する教育や啓発を行い、地域における消費者リーダーを育成できるよう支援します。

主な事業・取組

○消費者相談事業 ○消費者啓発保護事業 ○消費者活動支援事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口や在宅福祉部門の担当者が、消費者被害への対応力を身に付けられるよう能力向上を図るとともに、消費者被害への対応時には、消費生活センター等の関係団体と連携し、支援を行います。
- 地区福祉委員会によるサロンや見守り・声かけ活動等の中で、消費者被害に関する啓発活動を行います。

主な事業・取組

○相談窓口での対応 ○地区福祉委員会

【住民・地域】

- 消費者被害にあわないよう適切な知識を身に付けましょう。
- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 近所や地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】

目標 1 に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
悩みや不安などがある時に、家族や親類以外の相談先がないまたは相談しない人の割合	20.2%	減少
多機関協働ネットワーク（仮称）の整備	—	整備
いけだ参加支援プロジェクト（仮称）の設置	—	設置

目標 1 の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
コミュニティソーシャルワーカーの人数	4人	5人
地域住民による支え合い・助け合いの活動である小地域ネットワーク活動への延べ参加者数	延べ 18,334 人	増加
池田子どもの居場所づくり推進事業（キッズランド）の延べ参加者数	4,414 人	35,000 人
適応指導教室開室日数	137 日	150 日
障がい者支援施設運営補助事業（福祉的就労や自立のための生活訓練等のサービス）利用件数	43 件	45 件
しごと相談・支援センターにおける就労相談件数	4 件	10 件
消費者啓発講座参加者数	110 人	200 人

※成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画に係る指標は、該当ページに別途記載。

目標2 つながり支え合う地域づくり

取組1 身近な地域における福祉活動の活性化

近所づきあいや地域のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立や支援を必要とする人の潜在化が深刻な問題となっており、地域で見守り、支え合う体制のさらなる充実が喫緊の課題となっています。

年齢や分野の垣根を越えて、多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげていく必要があります。

このような状況を踏まえ、小地域ネットワーク活動のさらなる推進に取り組むとともに、既存の居場所や集いの場に加え、世代や分野に関係なく、多様な人が集い、交流できる機会・場づくりを進めます。

また、住民が主体となり、つながり支え合う地域づくりを進めていくことができるよう、住民同士が話し合い、学び合う機会づくりに取り組みます。

① 地区福祉委員会活動と小地域ネットワーク活動の推進

身近な生活圏（おおむね小学校区）における住民の助け合いを推進するため、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動を支援します。

【市】

- 身近な生活圏（おおむね小学校区）における住民の助け合いを推進するため、社協の下支えを通じて、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動を支援します。

主な事業・取組

- 社会福祉協議会補助事業

【社会福祉協議会】

- 11 すべての地区福祉委員会において、小地域ネットワーク活動の目的が理解されるよう啓発を行うとともに、気になる世帯への見守り・声かけ活動等（個別支援活動）と、身近な地域での居場所であるサロン等（グループ援助活動）を推進し、さらなる発展に向けて取り組みます。

主な事業・取組

- 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

※参考：各地区（おおむね小学校区）の目標については、〇〇ページに掲載しています。

【住民・地域】

- 住んでいる地域の地区福祉委員会の活動に興味をもちましょう。
- 地区福祉委員会の活動に積極的に参加しましょう。

② 全世代型の居場所・集いの場づくり

既にある居場所の対象拡大を図り、活動拠点の整備と利用規制の柔軟運用等により居場所・集いの場づくりを推進します。

【市】

- 地域のサロンやこども食堂など、高齢者や障がい者、子ども、乳幼児と保護者などが地域で交流し、集うことのできる居場所づくりを進めます。
- 市内の街かどデイハウスを実施する団体への活動支援を行うとともに、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、多様な人同士の交流が促進されるよう支援を行います。
- 地域の集会施設や市民活動交流センター、保健福祉総合センターなど、地域におけるさまざまな活動の場、集いの場となる施設を管理・運営し、住民の多様な活動を促進するとともに、幅広い世代の住民の交流が生まれるよう支援します。

主な事業・取組

- 市民活動交流センター管理事業
- 社会福祉協議会補助事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 保健福祉総合センター管理運営事業
- 水月児童文化センター管理運営事業
- 五月山児童文化センター管理運営事業

【社会福祉協議会】

- 各地区福祉委員会においてサロン活動に取り組み、身近な地域での居場所や集いの場を設置・運営します。
- サロン活動について、従来から進めていた分野や属性ごとのサロンに加え、全世代を対象に、地域のだれもが参加することができるサロンの設置に取り組みます。

主な事業・取組

- 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

【住民・地域】

- 地域の居場所・集いの場へ関心をもち、積極的に参加しましょう。

③ 見守り・支え合い活動の推進

世代や属性を問わず、生活課題を抱えた住民を支えるための身近な圏域でのネットワークづくりを推進します。

【市】

- 地域の関係団体・機関と協働し、地域の高齢者をはじめ、全世代への見守りに展開し、必要に応じて適切な支援につなげることができるよう、ネットワークの構築を図ります。
- 学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体と連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

主な事業・取組

○見守りホットライン設置事業 ○民生委員児童委員事務事業 ○老人クラブ補助事業
○子ども安全対策事業 ○子育て応援隊

【社会福祉協議会】

- 11 すべての地区福祉委員会において、分野や属性にかかわらず、すべての地域住民が孤立することのないよう、小地域ネットワーク活動の目的が理解されるよう啓発を行うとともに、気になる世帯への見守り・声かけ活動等（個別支援活動）と、身近な地域での居場所であるサロン等（グループ援助活動）を推進し、さらなる発展に向けて取り組みます。【再掲】
- 地区福祉委員会だけでなく、他団体や事業者などとも連携した見守り・支え合いの活動を進めます。

主な事業・取組

○小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会） ○地区福祉委員会

【住民・地域】

- 地域の見守り・支え合い活動へ関心をもち、理解・意識を深めましょう。
- 地域の見守り・支え合い活動へ積極的に参加しましょう。

④ 各種生活支援サービスの活性化と創出

地域住民が、地域で生じているさまざまな地域生活課題に気づき、解決のあり方について検討し、生活支援のための活動（生活支援サービス）を展開していけるよう支援し、支え合いの地域づくりへと展開していきます。

【市】

- 地域での課題を集約し、その課題を解決するため、生活支援サービスの開発やマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置します。
- 地域住民による、高齢者への弁当宅配による見守り活動や高齢者や子どもの居場所づくり事業など、生活の支援につながる活動を支援します。
- 児童の預かりや送迎について、地域住民による相互援助活動を支援します。

主な事業・取組

○生活支援体制整備事業 ○ファミリーサポートセンター運営事業

【社会福祉協議会】

- 住民（会員）同士の助け合いによる、有償の家事援助等サービスや子育て支援サービスを引き続き発展させるとともに、事業の趣旨を住民に啓発し、会員の増加に向けて取り組みます。
- 簡単な生活上の困りごとが、近隣住民同士の助け合いにより解決される仕組みの充実に向けて、地域住民を中心に、プラットフォームを活用することで、事業所・企業等とも連携しながら、各地域の状況や住民のニーズに応じたきめ細やかな生活支援サービスの立ち上げを推進します。

主な事業・取組

○有償協力員派遣事業（にじの会） ○ファミリーサポートセンター
○生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

【住民・地域】

- 住民同士の助け合いによる支援サービスに関心をもち、理解・認識を深め、できる範囲で協力しましょう。

⑤ 多様な主体による地域福祉推進

複雑化・複合化した生活課題に対応するため、多様な主体と連携して地域福祉を推進します。

【市】

- 総合福祉施策推進審議会を開催し、福祉全般における住民の意見の反映に取り組みます。
- 関係機関・団体と協働し、地域での相談支援や地域づくり等の各種活動を実施できるよう、各種会議体への参加やイベント共催を行います。
- 地区福祉委員をはじめとする各団体や住民に向けて、福祉に関する研修会やイベントを開催し、担い手の発掘・育成を行います。
- 高齢化が進む地域においても、民生委員・児童委員の確保ができるよう、関係部署との連携を図ります。
- 各施設・社会福祉法人による相互の連携体制の構築や、各主体による地域貢献事業の実施に向けて、社会福祉施設連絡会の運営を活性化させます。
- 社会福祉活動を展開する団体への補助金の交付や、活動のあり方についての協議、検討の実施、団体同士のつながりづくり等を行い、各団体が強みを活かした活動展開ができるよう支援します。

主な事業・取組

- 総合福祉施策推進事業 ○コミュニティソーシャルワーカー設置事業
- 民生委員児童委員事務事業 ○社会福祉団体活動補助事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会の活動メニューに若者や多世代対象の活動を増やし、さまざまな世代、立場の人が地域や福祉に関する活動に参加できるよう取り組みます。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。
- 市内の社会福祉施設が加入している社会福祉施設連絡会を中心として、社会福祉施設等が保有する人的・物的資源を活用し、積極的に地域生活課題解決のための取組を実施します。
- 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、NPO、社協、市などが構成メンバーとなるいけだ○○○プラットフォーム（仮）を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。【再掲】

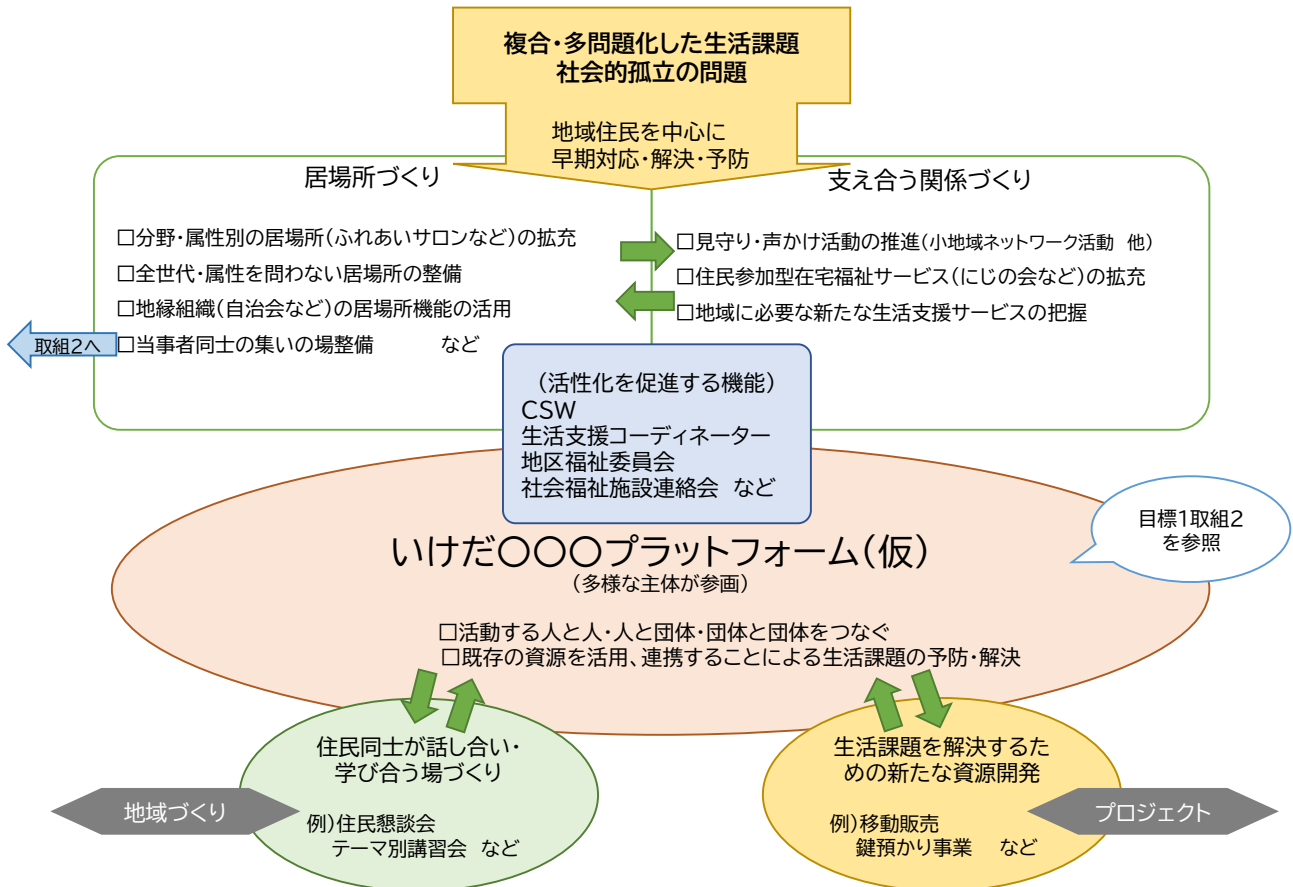
主な事業・取組

- 地区福祉委員会の活動支援 ○ボランティアの育成 ○社会福祉施設連絡会

【住民・地域】

- 地域福祉に関する活動について、できる範囲で積極的に参加しましょう。
- 地域福祉に関する活動を行う団体同士がお互いの活動を理解し、必要に応じて連携しましょう。

【目標2 取組1 身近な地域における福祉活動の活性化のイメージ】



取組2 当事者のつながりづくりと活動の支援

個人や世帯の抱える問題の複合化や多様化、地域のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立や問題の深刻化を防ぐためにも、同じ悩みや課題をもつ人が、情報を共有し交流できる機会・場づくりは重要となります。

同じ課題を抱える人が集い、支え合うことができるよう、相談支援を通じて当事者の組織化を図ります。

① 相談支援から当事者のつながりづくり

相談支援を通じて把握した同じ生活課題を抱える人同士のつながりづくりを推進します。

【市】

- 出産後に家族等から十分なサポートが受けられず、支援が必要な家庭に対するサポートや妊産婦の育児不安の軽減、孤立感の解消に向けた相談支援・交流会事業等を行います。
- ひきこもりやヤングケアラーのような、新たな課題に対する支援の一環として当事者のつながりづくりを支援します。

主な事業・取組

○産前・産後サポート事業 ○当事者のつながりづくりのための情報提供や活動の支援

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、同じような課題を抱えた人同士をつなぎ、当事者同士の交流や助け合い、体験を語るなど、安心して参加できる居場所を設置します。【再掲】

主な事業・取組

○相談支援から当事者のつながりづくり

【住民・地域】

- 家族や当事者の会などのつながりの場に支援者として参加しましょう。

② 同じ課題を抱えた人同士の組織化

生活課題が複雑化・複合化し、新たな課題がでてきている状況を背景に、同じ課題を抱えた人やその家族が主体的に組織化されることで、当事者同士の助け合いと地域社会の理解が促進されるよう支援します。

【市】

- 認知症カフェなど、地域において認知症のある人やその家族が交流できる機会・場づくりの支援を進めます。
- 障がい者団体や家族会による自主的な活動を支援するとともに、これらの団体への障がいのある人や家族の加入促進を図ります。

主な事業・取組

○認知症施策推進事業 ○障がい者社会参加促進事業

【社会福祉協議会】

- 当事者ならではの課題の共有化や支え合いにつながるよう、当事者の方々との話し合いを重ね、当事者組織の設置に向けた取組を支援します。
- 当事者組織が結成されることで、当事者ならではの課題について地域社会に働きかけることができるよう支援します。

主な事業・取組

○当事者の組織化

【住民・地域】

- 当事者組織の活動へ関心をもち、理解・意識を深めましょう。

【目標2 取組2 当事者のつながりづくりと活動の支援のイメージ】



社会的孤立
解消が課題



主体的・定期的
な活動へ



エンパワメント
支えられるとともに
支える人へ

取組3 地域を基盤とした防災活動の推進

わが国では、全国各地でさまざまな自然災害が発生しているほか、将来的に南海トラフ巨大地震の発生も予想されています。災害への対策は大きな課題となっており、アンケート調査結果からも、災害に対する住民の不安が大きいことが分かります。

一人暮らしの高齢者など、災害時に支援を必要とする人も増加しており、災害時に助け合うことのできる地域づくりの重要性は極めて高いものとなっています。

このような状況のなか、地域を基盤とした防災活動のための体制を整備し、地域全体で防災活動を推進します。

① 避難行動要支援者に対する避難行動支援への取組

避難行動要支援者名簿の普及啓発をはじめ、地域における災害時の支援体制の構築を図り、多様な主体の連携による防災活動の推進を図ります。

【市】

- 福祉、防災部局、関係団体が相互に連携し、防災活動を推進します。
- 避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者となった対象者への名簿提供の同意確認を行うとともに、活動する地域の拡大に努めます。
- 自主防災組織と地域の各福祉団体等が連携を図り、個別避難計画の作成を推進します。
- 防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用し、緊急時に避難行動要支援者に確実に情報を伝えられる体制整備に取り組みます。

主な事業・取組

○地域防災計画推進事業 ○防災対策事業

【社会福祉協議会】

- 小地域単位で地域の要配慮者支援を日常的に行っている地区福祉委員会が、平常時・災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備に協力できるよう、取組を推進します。

主な事業・取組

○地区福祉委員会

【住民・地域】

- 防災に関する情報に関心をもち、意識を高め、家庭や職場で防災対策に取り組みましょう。
- 災害時に助け合えるよう、日頃から近隣や地域でのあいさつや声かけをしましょう。
- 自主防災組織や消防団の活動への理解を深め、協力しましょう。

② 要配慮者の避難体制の強化に向けた取組

指定福祉避難所は、大規模災害時、指定一般避難所での共同生活を続けることが困難な要配慮者が避難するために開設される施設です。開設のための設備の充実と従事する職員の訓練を実施することで、スムーズな避難所開設及び要配慮者が安心して避難することのできる体制を推進します。

【市】

- 現在、指定福祉避難所として指定している中央公民館と保健福祉総合センターについて、設備の充実や従事する職員の訓練等を行い、スムーズな避難所の開設につなげます。
- 社会福祉施設との福祉避難所に関する協定について、協力いただける施設の拡充に向けて働きかけを行います（現在は 14 施設と協定を締結）。

主な事業・取組

○防災対策事業 ○高齢者災害対策事業 ○障がい者災害対策事業

【社会福祉協議会】

- 社会福祉施設連絡会の構成員である福祉施設と市による福祉避難所協定締結を支援するとともに、災害時に避難行動要支援者の避難行動支援が円滑に行われるよう、体制整備に協力します。
- 保健福祉総合センターが、福祉避難所として機能するため、市と協議のうえ、体制やマニュアル等の整備を行います。

主な事業・取組

○社会福祉施設連絡会 ○保健福祉総合センターの福祉避難所体制整備

【住民・地域】

- 家庭や地域、職場に避難時に支援を必要とする人がいる場合は、避難方法や避難先を確認しておきましょう。

③ 災害ボランティアセンターの設置運営

大規模災害等の緊急時において、より多くの他団体と連携して対応できるよう、平常時から災害ボランティアセンターと他団体との協力体制を構築します。

【市】

- 緊急時に、被災状況の情報提供を行うことで、スムーズなマッチングを行います。
- 池田市災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加を通じて、日常時から社協と連携を図るとともに、訓練の内容確認を行います。

主な事業・取組

○防災対策事業

【社会福祉協議会】

- 市内で大規模災害等が発生した場合に、市と協議の上、社協が中心となり災害ボランティアセンターを設置するため、平常時から定期的に設置運営訓練を行います。また、他団体との災害ボランティアセンター設置運営への協力体制を構築するため、設置運営訓練に参加していただきます。
- 災害ボランティアセンターをほかの団体等との協働により、安定的・継続的に運営できるよう、災害ボランティアセンター設置の際に、関係団体・地域団体から人的・物的支援を受けるための協定を締結します。

主な事業・取組

○災害ボランティアセンターの設置運営 ○災害ボランティアセンターの運営支援協定

【住民・地域】

- 災害ボランティアセンターについて関心をもち、災害時にはできる限り協力しましょう。

取組４ だれもが住み良い環境の整備

暮らしに必要な情報が入手できる仕組みづくりや、すべての人が安全に、安心して生活することのできるまちづくりは、地域福祉推進の基盤となります。

デジタル化やSNSの普及に伴い、住民の情報の入手方法は多様化していることから、ニーズに応じて、さまざまな媒体を活用した情報提供に取り組みます。

そして、移動支援や公共施設等のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備に取り組み、だれもが住み良い環境づくりを推進します。

また、地域共生社会の実現には、差別なく、一人ひとりの人権が尊重され、守られることが大前提となります。性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、お互いが相手を思いやり、理解し合えるよう人権意識の醸成やダイバーシティ社会の推進に取り組みます。

① 福祉に関する情報の共有

多様な媒体を活用することで、情報を必要としている人に適切に伝わるように、効率的な情報提供を図ります。

【市】

- 住民がニーズに応じて必要な情報を得られるよう、広報誌やパンフレット、ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。
- デジタル化が進む中、高齢者などがICTを活用して情報を得られるよう支援します。
- 障がい者や外国人が必要な情報を入手できるよう、声の広報の作成や、多言語ユニバーサル情報発信（カタログポケットサービス）などに取り組みます。

主な事業・取組

○広報いけだの発行

○各種支援・サービスに関するパンフレットやガイドブックによる情報提供

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」の発行や保健福祉総合センターにおけるチラシ・ポスターの掲示、ホームページやSNSの活用など、さまざまな機会・媒体を通じて、地域福祉活動等の情報提供や啓発を行います。
- 高齢者や障がいのある人などが、必要な情報を支障なく得られるよう、ボランティアグループによる広報紙など福祉に関する情報の音訳・点訳、拡大写本を行うとともに、講演会等の際には、手話通訳やパソコンによる要約筆記等を行います。
- 高齢者等を対象としたスマホ講座を開催するなど、デジタル化による情報格差の解消に努めます。

- 聴覚や音声、言語機能に障がいのある方が、日常生活に必要な外出や講演会、研修会などの行事へ参加する場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加を支援します。

主な事業・取組

- 広報啓発活動 ○保健福祉総合センターの運営管理
- ボランティアセンター登録のグループの活動 ○意思疎通支援事業

【住民・地域】

- 地域や福祉に関する情報に関心をもち、積極的に収集しましょう。【再掲】
- 支援が必要な人に対して、地域や福祉に関する情報を提供しましょう。【再掲】

② 住環境や生活環境の整備

生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て家庭などのうち、住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に向けて分野横断・一体的な取組を行うことで、地域住民が安心して生活できるよう、適切な環境改善を図ります。

【市】

- 福祉バスの運行等を実施し、高齢者や障がい者、妊産婦などの外出支援につなげます。
- 低所得者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、住宅確保に配慮が必要な方の居住の安定を図るため、市営住宅の適切な維持管理を行います。
- 生活困窮者が安定した住居を確保し、安心して就職活動を行うことができるよう、住宅手当を給付します。
- 老朽化した公共施設等について、耐震や建て替えなど、適切な対応をし、安全を図ります。
- 池田市バリアフリーマスタープランを踏まえ、池田市バリアフリー基本構想を策定し、だれもが安心して生活できる環境整備に向けて、バリアフリー化を進めます。

主な事業・取組

- 市営住宅管理事業
- 福祉バス運行事業
- 生活困窮者住居確保給付事業
- バリアフリー化推進事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会などによる、地域の見回り活動や清掃活動を実施し、気になる点については市に情報提供するなどして、生活環境の整備に努めます。

【住民・地域】

- 交通安全に対する意識を高め、ルールの遵守やマナーの向上に努めましょう。
- 地域の公共施設等を大切に使いましょう。

③ 人権意識の醸成と差別の解消

人権は人間の尊厳に関わる権利で、人権の尊重は地域づくりの土台となります。住民が人権意識をもつことは地域福祉推進にとっても大事な要素であるため、人権意識の醸成を図ります。

【市】

- 人権や男女共同参画に関するパネルやポスターの展示、各種セミナーの実施を通して、住民の人権や男女共同参画に関する意識の向上を図ります。
- 人権擁護委員と連携し、市内小学校において子どもたちへの人権教育を推進するとともに、教職員を対象とした人権教育研修を実施します。
- 人権リーダー養成講座の開催や、人権擁護団体への助成、人権文化交流センターの利用促進などを通じて、人権擁護の推進に関わる人や団体の育成、活動支援を行います。
- 人権相談所を開設し、人権問題や人権侵害についての相談支援を行うとともに、多様化する課題へ対応するため、相談員の資質向上や関係団体・機関との連携強化を図ります。
- DV被害者等を救済するため、関係機関と連携を図り、緊急一時保護や緊急避難支援を行います。

主な事業・取組

- 人権擁護団体補助事業 ○人権擁護啓発事業 ○人権の花事業
- 人権文化交流センター管理運営事業 ○講座・講習活動事業 ○人権相談事業
- 男女共同参画啓発事業 ○ドメスティックバイオレンス対策事業
- 学校人権教育推進活動事業

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」や、ホームページ、SNSなどのさまざまな媒体を活用し、住民に対して人権に関する広報・啓発を行います。
- 人権リーダー養成講座に職員が積極的に参加することなどで、職員の資質向上に努めます。

主な事業・取組

- 広報啓発活動

【住民・地域】

- お互いを尊重し、思いやる気持ちをもちましょう。
- 人権に関する啓発や講座等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

④ ダイバーシティ社会の推進

性別、性的志向、障がいの有無、国籍など多様な違いをお互い認め合うことは、地域づくりの土台となるため、ダイバーシティ社会推進に向けた取り組みを進めます。

【市】

- ダイバーシティセンターにおいて、男女共同参画や多文化共生にかかわる相談事業や啓発事業、交流事業を実施します。
- 障がい者や援助を必要とする人への理解を促し、つながりある地域づくりを推進するため、ヘルプカード（ホルダー）を配布します。
- 障がい者福祉団体が企画するレクリエーション等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。
- 聴覚・言語障がい者の安心・安全を確保するため、消防署との緊急連絡体制を整えるとともに、聴覚・言語障がい者の社会参加の促進を目的に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

主な事業・取組

○ダイバーシティセンター運営事業 ○障がい者社会参加促進事業
○助けあいのしるし普及事業 ○聴覚障がい者等支援事業

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」や、ホームページ、SNSなどのさまざまな媒体を活用し、住民に対して、一人ひとりが大切にされ、多様性が認められる社会の必要性について広報・啓発を行います。
- 保健福祉総合センターが企画するイベントについて、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての住民が参加できる行事になるよう配慮し、開催します。

主な事業・取組

○保健福祉総合センター事業

【住民・地域】

- 地域で困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- 地域で行事やイベントを開催するときは、年齢や国籍、障がいの有無等に関わらず、さまざまな人が参加できるよう工夫しましょう。

目標2に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
住んでいる地域に愛着を感じていると答える人の割合	85.7%	増加
住んでいる地域で行われている活動に参加し、何らかの役割をもつこともあると答える人の割合	20.0%	増加
相談し合えたり、世間話をしたりできる人が近所にいると答える人の割合	43.8%	増加
災害時に隣近所で支援を必要とする人や安否不明の人が出た場合、手助けに参加する人の割合	52.6%	増加

目標2の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
【再掲】地域住民による支え合い・助け合いの活動である小地域ネットワーク活動への延べ参加者数	延べ 18,334 人	増加
多世代交流の核となる市内施設の延べ利用者数（合算）	延べ 75,635 人	延べ 170,000 人
見守りホットライン協定締結事業者数	31 事業者	40 事業者
社会福祉団体活動補助事業の補助金交付団体数	3 団体	5 団体
妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業）延べ利用者数	97人	530 人
認知症カフェ開催数	16 回	継続開催
地域避難支援協議会数	3 団体	増加
災害ボランティアセンター運営支援協定の締結数	1	増加
市営住宅の耐震化率	91%	100%
人権リーダー養成講座参加者数	75 人	450 人
ダイバーシティセンターの年間延べ利用者数	—	15,000 人

目標3 地域福祉を支えるひとづくり

取組1 福祉意識の醸成

地域のつながりの希薄化や、地域や福祉への関心の低下は大きな課題となっています。一人でも多くの方が地域福祉への関心をもち、課題解決に向けて参加できるような主体形成を図るため、さまざまな場面で世代を問わず福祉教育を推進します。

① 学校及び地域を拠点とした福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場面において、子どもから高齢者まで、生涯にわたって地域や福祉について考え、学ぶことができる機会・場づくりに取り組みます。

【市】

- 児童・生徒が福祉の意味や大切さについての理解を深められるよう、各学校園において、高齢者や障がい者、幼児等との交流や、ボランティア体験活動などを実施します。
- 福祉学習の推進のため、学校や関係団体・機関、地域等と連携を深め、指導資料の提供や体験活動の充実を図ります。

主な事業・取組

○教育コミュニティづくり推進事業

【社会福祉協議会】

- 小・中・高校生などが、福祉のまちづくりやボランティア活動に関心をもつことができるよう、教育委員会と連携しながら、福祉やボランティアに関連する授業実施の支援を行います。
- 児童・生徒を指導する教職員が、福祉のまちづくりやボランティア活動の意義を理解し、伝えることができるよう、教育委員会と連携し、教職員向けの福祉教育・ボランティア学習研修会を開催します。
- 学校での福祉・ボランティア学習の一環として、地区福祉委員会などの地域活動団体との交流を取り入れ、身近な地域における福祉のまちづくりに接する機会の創出を図ります。

主な事業・取組

○福祉教育の推進 ○教職員研修会 ○地域と学校との交流

【住民・地域】

- 地域や福祉に関する理解を深めましょう。
- 学校や地域における福祉教育の場・機会に積極的に参加し、学んだことを地域活動等に活かしましょう。

② 住民参加による「学び合い」の機会の充実

住民が集い、交流しながら、学び合うことはひとづくりの第一歩となります。例えば、身近に気になる住民がいる場合、住民同士で検討することも「学び合い」のひとつです。こうした学び合いの場・機会を拡充します。

【市】

- 地域生活課題の解決に向けた住民同士の話し合いや学び合いの場を提供に向けた取組を支援します。
- 市民活動交流センターなどの運営を通して、住民同士が交流する場を確保・整備し、住民の多様な活動を促進します。

主な事業・取組

○生活支援体制整備事業 ○各課によるワークショップの開催 ○市民活動交流センター運営事業 ○保健福祉総合センター管理運営事業

【社会福祉協議会】

- 住民同士の話し合いや学び合いの場として、必要に応じて、地域ごとに住民懇談会を開催します。また、住民懇談会を定期的を開催することで、プラットフォームの機能を持つことができるよう取り組みます。
- 地域生活課題の解決に向けた住民同士の話し合いや学びの場として、生活支援体制整備事業の2層協議体の発展・強化に取り組みます。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。

主な事業・取組

○いけだ○○○プラットフォーム（仮）の開設 ○住民懇談会の開催
○生活支援体制整備事業協議体の開催 ○ボランティア講座の開催

【住民・地域】

- 地域における話し合いや学び合いの場に関心をもち、積極的に参加しましょう。

取組2 ボランティア活動及び公益活動・NPO活動支援体制の整備

地域や福祉に関心をもっている人をどのように活動参加につなげるかが重要となります。

住民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、より多くの人
が活動に参加しやすい環境を整備し、多様な主体による活動を促進します。

① ボランティア活動などへの支援

より多くの人がある自分の興味・関心のあるテーマや活動から地域に関わることができるよう
支援するとともに、ボランティアセンターや市民活動交流センターの取組を推進し、ボラン
ティア活動や公益活動、NPO活動がより活発化するように支援します。

【市】

- 公益活動やその他市民の多様な活動を促進するとともに、幅広い世代の市民が集い、交流
するための施設として、市民活動交流センターの運営を行います。
- 市民活動交流センターが実施する公益活動に関する情報提供や、各種講座の開催などの中
間支援業務を通じて、公益活動の活性化を図るとともに、活動に参画する市民の増加に向
けて取り組みます。
- 公益活動の促進に向け、市民活動交流センターとボランティアセンターとの交流・連携を
進めていきます。

主な事業・取組

○市民活動交流センター運営事業

【社会福祉協議会】

- ボランティアセンターを身近に感じ、気軽に活動に参加してもらえるよう、広報紙「いけ
だの社協」にボランティアセンターのコーナーを設けるほか、ホームページやSNSなど
の多様な媒体を活用し、情報提供を行います。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関す
る各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力につ
いて情報発信を行います。【再掲】
- 登録ボランティアグループや個人ボランティア同士の連絡会議・交流会を開催し、ボラン
ティア同士の情報交換や交流、つながりづくりを促進します。
- 中間支援組織であるボランティアセンターと市民活動交流センターの交流を促進し、情報
共有を行うとともに、高い効果が見込まれる事業・活動については連携して取組を実施し
ます。

- 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、NPO、社協、市などが構成メンバーとなるいけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。【再掲】

主な事業・取組

○ボランティアセンター広報の充実 ○ボランティア講座の開催 ○ボランティア同士の交流
○市民活動交流センターとの交流・連携 ○NPOとの協働（いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮））

【住民・地域】

- ボランティアセンター、市民活動交流センターの活動に関心をもち、理解を深めましょう。
- ボランティアセンター、市民活動交流センターの活動に積極的に参加しましょう。
- 地域活動団体やNPO等の活動を通じて、いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）に積極的に参加しましょう。

② 活動のための資金調達

公益活動に必要な資金の調達方法や情報を周知するとともに、経済的に自立した活動ができるよう支援します。

【市】

- 公益活動助成金の交付等を行い、公益活動の活性化を図るとともに、公益活動を行うものの自立を促進します。

主な事業・取組

○公益活動支援事業

【社会福祉協議会】

- 住民の活動団体に向けて、共同募金の配分事業について周知し、活用を促進するとともに、住民に対しては、共同募金の活用法等について周知し、募金を働きかけます。
- 善意銀行の仕組みを活用し、市内の福祉活動団体やボランティア団体に必要な資金を配分する仕組みを検討するとともに、住民に対しては、善意銀行の仕組みを理解し、寄付に協力してもらえるよう、周知を行います。
- いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）において、活動資金の課題について検討し、多様な主体の資金調達状況の把握と協力体制づくりに取り組みます。

主な事業・取組

○共同募金 ○善意銀行

【住民・地域】

- 地域活動する上で資金が必要な場合、活用できる資金の情報を収集し、活用しましょう。
- 資金調達の情報収集にあたっては、市、社協等に相談しましょう。

取組3 地域福祉活動の担い手づくり

より多くの人が地域や地域福祉活動に関心をもち、活動に参加していくためには、ライフステージのさまざまな場面において、考え、学ぶ機会や場があることが重要となります。

教育機関と連携した福祉学習の機会の提供や、若者や壮年期世代、シニア層など、世代に応じた参加の機会を活用し、生涯にわたって継続的に地域や地域福祉に関わることができるよう取り組みます。

① 子ども・若者の参加促進

教育機関における福祉学習を推進し、子どもや若者の福祉に関する知識や感受性を養い、活動に取り組む意欲をもった人材を育成します。また、次代を担う若者の主体的な活動の場づくりに取り組みます。

【市】

- 学校園における福祉学習の推進のため、学校や関係団体・機関、地域等と連携を深め、指導資料の提供や体験活動の充実に向けて支援を行います。【再掲】
- 市内の中学生を対象に、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症や福祉への理解の促進に取り組みます。
- 大学生による商店街の空き店舗を拠点とした、産官学の連携による商店街の活性化や子ども向けイベントの開催、宿題のサポートなど、地域に貢献するボランティア活動への支援を行います。

主な事業・取組

○認知症サポーター等養成事業 ○学生による商店街空き店舗活用事業

【社会福祉協議会】

- 小・中・高校生などが、福祉のまちづくりやボランティア活動に関心をもつことができるよう、教育委員会と連携しながら、福祉やボランティアに関連する授業実施の支援を行います。【再掲】
- 社会福祉関連の資格取得をめざす学生等の現場実習の受け入れを行い、次代を担う社会福祉専門人材の育成を行います。
- 学校での福祉・ボランティア学習の一環として、地区福祉委員会などの地域活動団体との交流を取り入れ、身近な地域における福祉のまちづくりに接する機会の創出を図ります。
【再掲】
- 卒業して間がない若者に対しては、教育機関とのつながりを活用し、同窓生などに向けた情報提供を行い、学びや活動の機会につなげます。

- 主に高校生・大学生等を対象に「学生ボランティアプロジェクト」を開催し、参加者の学生が主体的に企画したボランティア活動を実施する場を提供します。

主な事業・取組

- 福祉教育の推進
- 社会福祉関連資格現場実習の受入れ
- 地域と学校との交流
- 学生ボランティアプロジェクト

【住民・地域】

- 教育機関における福祉教育の場・機会に積極的に参加し、学んだことを地域活動等に活かしましょう。
- 教育機関における福祉教育に協力しましょう。

② 壮年期世代の参加促進

生活や仕事の中で責任ある立場を担う世代である壮年期の特徴を踏まえ、参加しやすさや取り組みやすさに配慮した地域活動を促進します。

【市】

- 場所や時間に左右されないオンラインを活用したセミナーやワークショップの開催を推進します。
- さまざまな知識や経験をもつ人の地域活動が活発化するように、社協を支援します。

主な事業・取組

○各課によるワークショップの開催 ○社会福祉協議会補助事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会の活動メニューに若者や多世代対象の活動を増やし、さまざまな世代、立場の人が地域や福祉に関する活動に参加できるよう取り組みます。【再掲】
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。【再掲】
- 企業と連携し、社員が地域やボランティアへの意識をもち、活動に取り組むことができるよう、講座等を開催します。
- 仕事の知識や経験が地域活動やボランティア活動に活かせるよう、ボランティアセンターの登録・派遣調整に取り組みます。

主な事業・取組

○地区福祉委員会の活動支援 ○企業のボランティアの育成 ○ボランティアセンター

【住民・地域】

- 関心のあることやもっている知識、経験を地域活動に活かしましょう。
- 壮年期世代に対して、活動への参加や協力を働きかけましょう。

③ シニア層の活動の活性化

高齢者が生きがいをもって生活できるようシニア層の活動の活性化を推進します。

【市】

- 高齢者の生きがいづくりや地域づくりに資する活動を行う、単位老人クラブや池田市友愛クラブ連合会の活動を支援するとともに、多世代交流など、年齢や分野を超えた活動を推進できるよう支援、助言を行います。
- 敬老会館の運営により、高齢者が安心して集うことができる場を提供するとともに、趣味の部会による仲間づくり、生きがいづくりを進めます。
- 公益社団法人池田市シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の知識や経験などを活かし、就労を通じた社会参加や社会貢献、生きがいづくりを促進します。

主な事業・取組

○老人クラブ補助事業 ○敬老会館管理運営事業 ○シルバー人材センター補助事業

【社会福祉協議会】

- 男性シニア層の活動参加を促進するため、男性同士の学びや交流機会を提供し、地域へのつながりに発展させられるよう、男性料理教室などを開催します。
- シニア層がいつまでも支え手でいられる場として、地区福祉委員会、ボランティアセンター、住民参加型在宅福祉サービスなど、社協に関わる住民の活動が活用できるよう整備します。

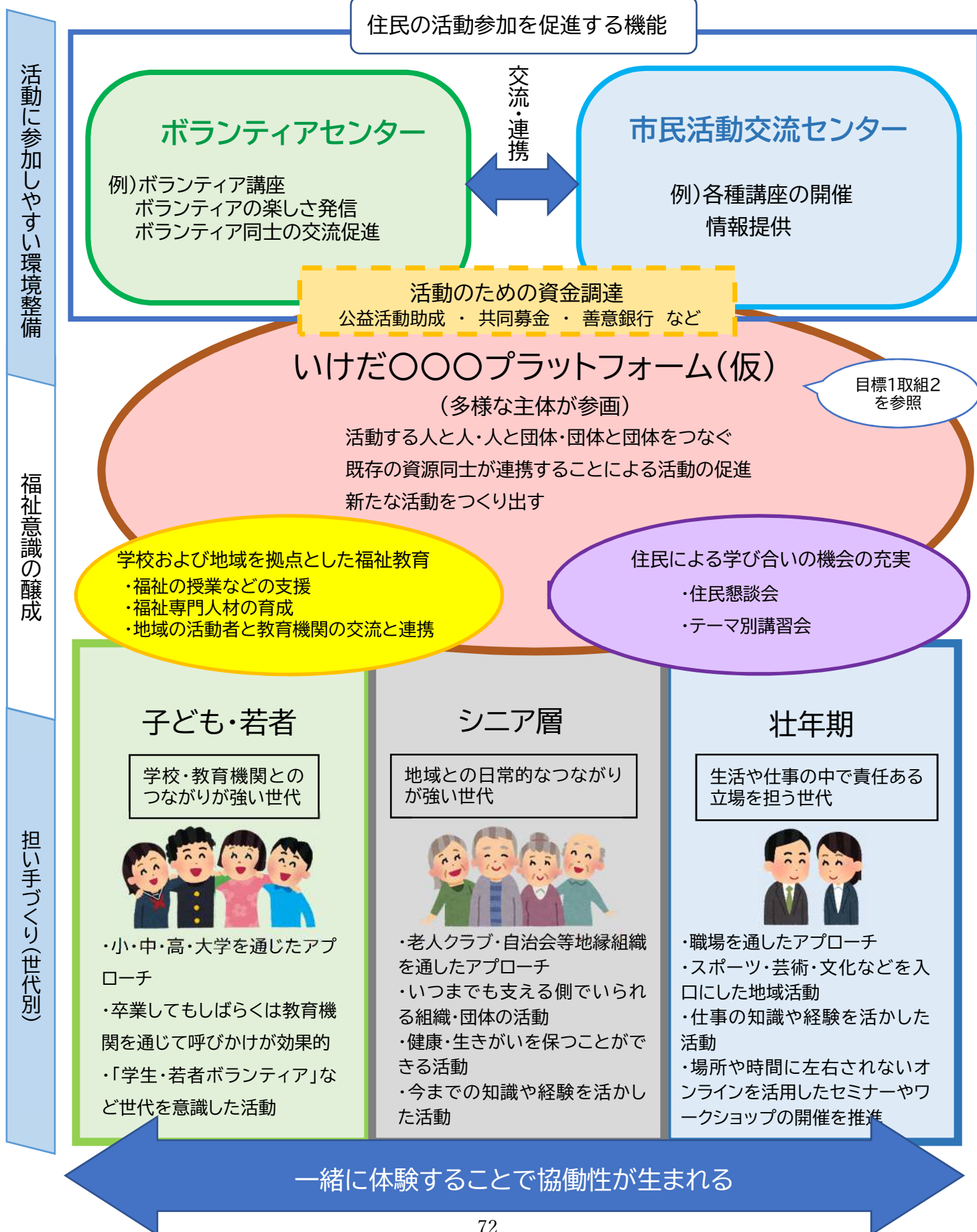
主な事業・取組

○地区福祉委員会 ○ボランティアセンター ○有償協力員派遣事業（にじの会）
○ファミリーサポートセンター

【住民・地域】

- 関心のあることやもっている知識、経験を地域活動に活かしましょう。
- シニア層に対して、活動への参加や協力を働きかけましょう。

【目標3 地域福祉を支える人づくりのイメージ】



目標3に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
お住いの地域で行われている活動に関心がなく、誘われても参加するつもりがないと答える人の割合	26.3%	減少
現在の福祉との関わりにおいて、福祉に関する団体や NPO、ボランティア等の活動をしている人の割合	2.7%	増加
市民活動交流センターとボランティアセンターの連携事業	—	実施

目標3の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
公益活動支援事業による助成金交付数	21	増加
ボランティアセンター登録団体数	35	増加
学生ボランティアプロジェクト	令和4年度に開催	継続
老人クラブ数（会員数）	33 クラブ (1,868 人)	40 クラブ (2,000 人)

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって市と社協は、地域福祉の推進に不可欠である住民、地域活動団体、ボランティア、事業所など、地域にかかわるさまざまな主体と連携・協力し、多様な主体が一丸となって地域福祉の推進に取り組むことができるよう努めます。

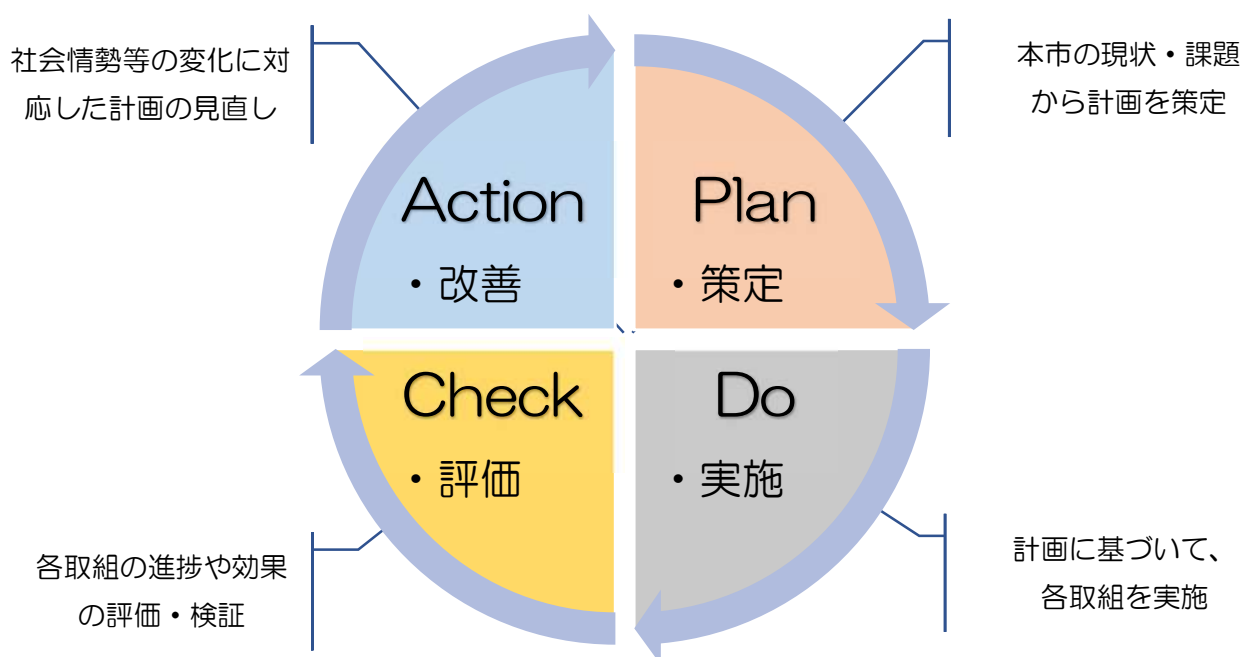
また、地域福祉の推進、とりわけ包括的な支援体制の整備は、福祉分野だけではなく、さまざまな分野との連携・協力が必要となることから、市及び社協内においては分野を横断した連携体制で計画を推進します。

これに伴い、市の関係各課で構成された素案検討委員会を地域福祉推進委員会（仮称）として開催していきます。また、住民や関係機関・団体の代表などから構成された組織である市の総合福祉施策推進審議会、社協の評議員会により、それぞれにおいて定期的な計画の進捗状況の確認と評価を行い、効果的な施策・事業の推進に取り組みます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の取組を効果的かつ着実に推進していくためには、社会情勢の変化やニーズの変化に対応した見直しを行う必要があります。

そのため、PDCA サイクルに基づいて、本計画で定めた指標の達成に資する各取組の進捗管理やその効果を検証し、施策の充実・見直しについて協議を進め、計画の円滑な推進に努めます。



1. 計画策定関係法令

今後作成

2. 計画策定の経過と体制

今後作成

3. 前計画の評価まとめ

今後作成

4. 各種アンケート調査、ワーキンググループの意見まとめ

今後作成

5. 地区活動計画

今後作成

6. 用語の解説

今後作成